

令和3年第3回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和3年9月8日（水曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（13名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	11番	神谷長平	議員
12番	小沢泰治	議員	13番	大野貞夫	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（1名）

1番	島田時男	議員
----	------	----

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開議の宣告

○松村 潤議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎一般質問

○松村 潤議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 塩 井 早 苗 議 員

○松村 潤議長 8番、塩井早苗議員。

[8番 塩井早苗議員登壇]

○8番 塩井早苗議員 一般質問の初日、議席番号8番、塩井早苗です。おはようございます。通告に従いまして、呂楽町環境基本条例の制定をというタイトルで質問させていただきます。

呂楽町環境基本条例は必要であるという共通認識ですけれども、それは6月の産業福祉常任委員会では担当課長や町長とも合意が取れていたわけです。今現在の取組や進捗状況をまず担当課長から確認したいと思います。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

[山口哲也安全安心課長登壇]

○山口哲也安全安心課長 お答えします。

環境基本条例は、国の環境基本法に倣い制定することが一般的であり、この環境基本条例に基づき環境基本計画が策定され、環境保全等に関する施策を実施していく流れとなっております。進捗状況、取組状況といたしましては、近隣の環境基本条例を確認し、情報収集をしながら検討を開始したところでございます。今制定されている呂楽町環境保全条例や呂楽町ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例などとの整合性を図りつつ、群馬県の環境基本条例もございますので、県とも協議を重ねながら条例の目的、定義、基本理念、各主体の責務、環境の保全及び創造に関する施策、環境基本計画、環境審議会等の構成について検討をしているところであります。特に環境基本計画については、環境基本条例と併せて策定していかなければならないため、町が目指す環境像のために行政だけが取り組むのではなく、町民や事業者等と協力して町全体で取組を推進していく、あるいは持続可能な開発目標、SDGsとのひもづけなどの作業が必要となってまいります。

また、この環境基本計画が、例えば商工業の発展の妨げにならないようにするなど、関係各課とも慎重に協議を重ねていく必要があります。調整等も各方面多岐にわたり、計画内容もボリュームがございますので、他の事業の進捗状況を考慮しながら進めていければと考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 現在進めている段階だということですね。ですが、実は12月にはそれを出していただきたいというようなことをお話をしていたわけですが、進めていて12月に出るかどうかということも心配な点ではありますが、邑楽町には環境保全条例がありますが、これは昭和52年3月に施行されたもので、事業所、町民、町の責務等は載ってはいますが、ほぼ企業や事業者に対してのもので、全体を網羅しているとは言えないというふうに思います。時代の流れとともに足りない部分、細則のほうにも入りますけれども、規則のほうでしたか、そっこのほうには載っていない企業とか産業があったりしているわけです。例えば太陽光発電とかバイオマス発電とか、今ではもう普通の産業としてやっているものが、そのときにはまだなかったものですから、そういうのが環境保全条例の規則のほうには載っていないわけです。そのところも早急に改善が必要であると感じております。その点については課長のほうはどんな準備でしょうか。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

環境保全条例は、工場や事業所が盛んに町内に進出してきた頃に制定された条例であり、工場、事業者起因する環境汚染を防止するために規制を行い、町民の健康と快適な生活環境を保全することを目的とした条例でございます。したがって、項目や施行規則、数値等、現状と合わない箇所もあるかと思われまして、先ほどの答弁と重複にはなってしまいますが、環境基本条例との関連も大いにございますので、併せて検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 環境問題は、課長もおっしゃるとおり幅が広く要因が複雑に絡まっています。大きな分類でいいますと地球の温暖化、これから始まり、海洋汚染、水質汚染、大気汚染、森林破壊など様々なことが挙げられます。これらはみんな人為的に起こされたものです。私たちが利便性を追求してきた結果の代償と言って過言ではないだろうと思います。

日本で水質汚染を起こす原因の70%は生活排水にあるのだという記事を読んだのですが、中でも生活排水というと台所から流れ出るしょうゆなどの調味料、それから食用油、米のとぎ汁までも環境汚染になっていく。窒素類が上がってってしまうということでしょうか。これは、毎日毎日お米はといでいるわけですから、本当に私たちの身近なことです。森林破壊にしても、現在では1週間ごとに東京都と同じ面積の森林がなくなっているという、これは世界の話です。身近なものから世界の話、そして地球は一つということがこの環境問題で絡んでくるわけです。

この環境問題は重要で喫緊の課題であると認識していますが、町長にお聞きいたします。町長も

その認識があるか、それから地球環境の諸問題についてどんなふう感じているか、お答えください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 環境問題に対して大切であるということの認識であります。実は8月に中学生の子ども議会を開催いたしました。その折にある議員から、以前はカブトムシが飛んでいるような林がたくさんあった。しかし、今、林が伐採され、ソーラーパネルが設置されていますと。地球温暖化防止に矛盾を僕は感じているのですという質問だったわけです。私はその質問を伺ったときに、ああ、大事なことを考えていただいているのだなというふうに思ったところでもあります。ソーラーパネルは、太陽エネルギーを電気エネルギーに換えて温室効果ガスの削減のためにも大変重要な再生可能エネルギーだというふうに思っておりますが、また一方で、森林も二酸化炭素を吸収して、そして酸素を供給してくれる大切な資源だというふうに私は思っておりますので、森林破壊というお話もありましたけれども、いろんな事情があるのだらうと思っておりますが、ぜひこの資源は大切にしていきたいというふうに私は思っているところでもあります。その折に、邑楽町には大変平地林が多いので、こういったこともぜひ保存ができていければというようなお答えもした記憶があるわけでもありますが、しかし環境問題は、そうはいつでも人と自然と社会に密接に関わっておりますので、地球の温暖化、大気汚染、ごみ問題等々様々な問題があるわけです。地球規模でというお話がありました。そういう問題を解決するためには、やはり一人一人の問題意識が大変大切です。またそういった情報を共有して行動することが必要ではないかというふうに私は思っております。人と環境との関わりについての理解やその豊かな自然環境を配慮した生活、環境問題を引き起こしている社会経済の背景など、仕組みを理解していくこともこれまた大切なことだというふうに思っておりますので、まさに人類共有な問題としてこの環境問題ができるだけ理解されて、そして住みよい町、住みよい国、住みよい世界になっていけばよろしいのではないかと、そのような認識を持っているところでございます。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 町長から多岐にわたってお答えをいただきまして、それでは邑楽町はそういうふうにあって人類共通のこの地球を守っていくという大きな目標に対して、邑楽町は具体的に何かから行動を起こしていけばいいかどうか、または何をすべきかと感じているか、その点をお答えいただけますか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 まずは、先ほど課長がお答えをいたしましたけれども、いわゆる環境基本条例ということの制定をする中で、いわゆる一人一人の皆さんに環境問題に対する基本的な理念を中心とし

た、目的とした条例制定が必要ではないかと、このように思っておりますので、そういったいろんな総合的な、複合的な問題もあるわけでもありますので、現在、環境保全条例がありますが、これらの中とも重複する部分が大変多岐にわたっております。当然こういったことを十分調査研究した上で、町民の皆さんにまず足元から理解をしていただくような基本条例を制定することが必要ではないかと、このように思っております。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 これは、町長から前向きな意見をいただいたと思っております。ありがとうございます。この問題一人一人がということなので、町の三役の皆様意見を知りたい。次に副町長、町長はこういうふうにおっしゃいましたけれども、副町長はどう感じているか、そのところをお願いします。今の議題のところ結構なのですけれども。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 塩井議員のご質問の中にもありましたけれども、今地球環境の問題というのが、実は私たち一人一人の生活と非常に密接に関連をしているというお話がありました。そして、一人一人の生活の在り方が、実は地球規模の大きな気候変動や温暖化、生物多様性の破壊、あるいは森林の破壊に結びついているのだというご指摘がございました。私も全くそのとおりだというふうに思います。では、それをどのように解決をしていくかということをお考えた場合は、これはやはり一人一人の皆さんの行動の変容、生活の仕方、行動様式を変えていくというところしか解決の方法はない。あるいは、もちろん先ほどの森林破壊というような部分で、毎日毎日東京都と同じ面積の森林がなくなってきているという問題、これは単純に私たちの身近な問題というよりは、先進国と開発途上国の大きな経済格差の中で、やむにやまれずそういう形が生み出されてしまっているというグローバルな問題もあります。そういう部分も含めて、では私たちが外国から物を買うとき、あるいは使うときにどのような考え方で選択をして物を買ったり、使ったりしていけばいいのかということともやはり関係をしている。そういう点では、グローバルな問題でありながら個人個人の生活の質と、あるいは行動様式と大きく関わっているというふうに言えると思います。そういった観点からいいますと、では、一人一人の町民の皆さんの行動様式を変えていくためにはどうしたらいいかということになりますと、これはもう学習、一人一人の皆さんにこの地球環境の問題について学んでもらって、自分の行動を見直していくというところからスタートする、それを単純に一人の責任ではなくて、町として組織的にやっていくことをやらざるを得ないのだというふうに思っています。そういった点で、議員お尋ねの環境基本条例というお話でいいますと、例えば先ほど議員からお話があった、年数が経過する中で実態と合わなくなっている部分を直すというのはもちろん一つありますけれども、それだけではなくて、この環境基本条例が制定をされることをきっかけとして町民の皆さんに、環境問題について学んでいく当事者としての意識を持っていただく一

つのきっかけとなるというのは言えると思います。

また、その中で町の責務というのも明らかにされるわけですので、そういった環境問題を解決していくための活動、町全体の取組の先頭に立って町が取り組んでいくのだと、町民の皆さんと力を合わせて進めていくのだという決意を町民の皆さんに広く明らかにする契機にもなるかなと。そういう点では大変有意義なものではないかというふうに考えております。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 副町長からもありがとうございます。町が率先してやっていく、とても力強い言葉に感じましたので、ぜひその点を、私たちもやりますけれども、一緒にやっていきましょう、そんなふうに感じます。

次に、教育長にお聞きします。群馬県の環境基本条例の中に、私たちの目指すものとして、まず人づくりを挙げています。環境に関する情報提供の充実や環境教育、環境学習の振興により、環境に責任を持つという人づくりだそうです。そして、その後に地域をつくって循環社会をつくり仕組みをつくるということが大切であるというふうにうたってありました。

スウェーデンのグreta・トゥーンベリさんという女の子がいますが、女性になってきましたが、環境問題に強い関心を持っているこの子供さんですが、学校の金曜日に休んで、いつも環境問題に取り組む運動をしてきた。この間の世界の環境会議のときに、自分の国スウェーデンからヨットで1か月ほどかけてそのアメリカのある会議に出たのだそうです。それは、何でヨットで行ったかという、もちろんその子には大変家族の協力と理解があるから、応援があるからなのでしょうけれども、その子が目指そうとしているものを本当に親たちがサポートしている、周りの人たちがサポートしている、この子の行動を、自分が思うことをやりなさいというふうにやらせてくれているような気がします。そのように世界では突出してそういうふうにあって環境問題に関わっている子供の影響で、少しずつ小さい子供たち、中学生ぐらいの子供になるといろんなことが理解ができますので、流れとかムーブメントが起きているようなのをよくニュースで聞いております。邑楽町では次世代を担うこの子供たちへの教育の中で、環境問題についてどのようなことを取り上げ、何を教えているかということをお聞きしたいのです。具体的なことでお願いします。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 質問ありがとうございます。Greta・トゥーンベリさんにつきましては、私もネットで調べましたけれども、また国連の場で環境問題について涙ながらに訴えていたビデオも見させていただきました。全ての人たちが環境については学んでいると思うのです。でも、その人たちが大人になるにつれて、どちらかというとお金もうけのほうへ走ってしまっている、そのために世界の自然を壊して、資源をそういう状況で使っているということで環境がどんどん壊れているのだと。そして、そのような内容をしっかり訴えていたなというふうに思っております。

また、環境教育につきましては、邑楽町といわず学習指導要領の中で、1、2年生につきましては生活科の中で、身近な自然ということで、触れ合いを通して最初のきっかけをつくっております。また、3、4年生では地域の、この辺で言えば太田市のごみの処理場、そこを見学いたしましていろいろ考えを広めていると。それから、中学生におきましては、コロナ禍でちょっとできませんでしたけれども、邑楽南中学校におきましてはウォークデーというものをつくって、登校しながらごみを集めて、その集める様子を通行者に見せて、これだけ中学生が努力しているのだということを見せながら、本当にごみを散らかさないような活動が広まればということでやっていると思います。中学生が、グレタさんがやったということで、それぐらいの意識というのはどんどん育っているかなというふうに思います。邑楽町を子供たちに表現させると、自然豊かな緑がすごくある郷土ということで作文などには書かれておりますので、邑楽町の自然を本当に愛しているな、そういう心は表れているかなというふうに思っております。また、高島小学校では、今年はやっぱりできませんでしたけれども、川学習とかというようなものもやっておりまして、川の流れを研究したり、また上流に行って植樹をしたり、また下流のほうへ行って下流の様子等を調べるというようなこともやっておりますので、そういった考える機会は十分に備わってきているなというふうに思っております。

ただ、その子供たちの知識がだんだん成長していくにつれて薄れてしまっただけでは困りますので、私は教育を預かる身といたしましては、人間は一生勉強だということで、社会教育のほうにも関わってくるなというふうに思っております。公民館活動の中で、町民を集めて環境についての勉強をしていくのも十分考えられるかなと。また、最近では中央公民館の西側でリサイクル運動やっていますけれども、あそこで見えるような活動を、あれを見た人たちは、ごみはやっぱり分別するのだというふうに強い意識を持ってくれればいいかなと。小さいことから始まるのがやはり大事なかなというふうに考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 本当に小さいことから始める、それがだんだん大きくなっていく、そんなふうなのは本当に私も願っております。

私たちの邑楽町の自然環境を次世代に残すためにやらなくてはならないことが、今まず環境基本条例をつくりながら、その下に不足するいろんなものの条例等の改正をしたり、そういうことが今、目に見えてきました。これを早い時期にお願いしたいのですが、その目安をお聞きしたいです。町長、お願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 制定する目安というお尋ねですけれども、これ条例等全てにわたるわけでもありま

すが、当然制定する前にきちっとした内容でつくらなければなりません。それぞれの立場の中で相互関係もありましょうし、そして問題解決するための提起の問題もあるだろうというふうにしておりますから、十分その条例を補完することがないような形でつくっていかねばならないということをお考えますと、性急なこの制定がよいのかどうかということも、非常に大事な条例でもあります。ましてや、地球環境の問題、世界的規模に応じる環境の問題等々あるわけですので、特に期限を決めていつまでということは申し上げられませんが、しかし担当に十分調査研究をさせて、整合性の取れた基本条例ができるようにするには若干の時間が必要かなというふうに思っておりますので、できるだけ早い時期にまた審議をお願いするようには努めますが、現在のところいつ頃までということが具体的に申し上げられませんが、早い段階で調査研究して、そしてこの基本条例が環境問題に対して十分活用ができるように努めていきたいと、こんなふうに思っておりますので、若干の時間をいただければと、このように思っております。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 町の中では機構改革があり、そしてまたこの多岐にわたる環境基本条例をつくるには専門家の意見、法律のような専門家と、あと環境を熟知した人たちの意見というのが盛り込まれなくてはならないのです。それは、同じことを考えているかどうか分からないけれども、コンサルタント的な、そういうのを専門にやっている方たちのノウハウが必要なのだと思うのですが、それには予算が必要です。機構改革が来年度からですけれども、それに向けて予算を組まなければならないわけです、専門家のご意見をお聞きするために。そして、しっかりとした基本条例をつくっていくということが、今になっては必要なことなのだろうと思うのですが、それについてはどんな心構えでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 国においては環境基本法という法律もあります。また、県のほうにも同様な条例があるかと思えます。そういうことも十分踏まえた中で、町の責務あるいは町民の皆さんの責務、事業者の責務等々あるわけです。したがって、十分調査研究をしてということについてはしていかねばなりません。さて、そこで専門の皆さんの意見を聞くという場合で、コンサルの皆さんをというお話がありますが、現時点では具体的にその点については考えておりませんが、その制定をする段階でそういったことが必要だということになれば、当然議員が言われますように予算措置ということも考えていかねばならないと思っておりますが、現段階ではそういった方向性が十分検討している段階でもありますので、必要となった場合には予算措置も考えていくと。もしその予算措置が必要でなく立派な基本条例ができるということであれば、それはそれにこしたことはありませんので、十分調査研究をさせていただきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 邑楽町と千代田町と大泉町の方たちで、この環境基本条例を邑楽町が早くつくるようにという皆さんたちがこの間集まってくださいました。すごくとても期待をされています。千代田町の議員はこんな発言をしました。「邑楽さんがいいのをつくれば私たちも負けずにそれに追随しますよ」と。本当にありがたいやらプレッシャーがあるやらなのですけれども、「追随するんですか」と聞いてしまいましたが、「ええ、待っていますから」と。邑楽町がつくってくれるの待っていますからというふうな言葉でした。このコロナ禍の中なので10人ぐらいで窓を開けて間隔も置いての話でしたが、それはそれは熱意のある皆さんたちの集まりで、私はとてもプレッシャーを受けてきました。「塩井さんの言うことにかかっているからね」と。それは困りました。今予算措置も必要かどうか考えている、研究中ですということですが、予算が必要ではないかもしれない、自分たちだけでいい環境基本条例ができるかもしれない。大泉町も環境基本条例をつくりました。大泉町のを読んでみますと、とてもいいすっきりとした文章で、全てのことを網羅しています。そして、宇宙のことにまで言葉がいつています。もちろん地球のこともそうなのですけれども、宇宙環境のこととかまでもうたっている、そんな感じを受けました。こういう機運が実は町民たちに高まっています。それなので、今本当にしっかりと条例制定をお願いしたいと思います。もう一度お返事をお願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 大泉町の例が出されましたが、私も大泉町の基本条例は読んでみました。もう既に制定されているところでもあります。3町の皆さんがお集まりの中で、邑楽町が基本条例をつくることに大変期待をされているというようなお話も伺いましたので、そういった他の市、町等で制定されている条例も十分考えた上で、皆さんに期待されるような基本条例制定に向けて努力をしていきたいというふうに思いますので、またいろんな面でご指導いただく機会もあるかと思いますが、その節はよろしく願い申し上げます。皆さんに期待していただけるような条例制定に向けて努力をしてみたいです。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 では、環境基本条例の制定をしっかりと努力していくというお返事をいただきましたので、期限は切れませんが、来年の機構改革の後には第1番の仕事としてこれに取り組んでいただきたい、そんな思いでこれで私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時39分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午前10時55分 再開]

◇ 神 谷 長 平 議 員

○松村 潤議長 11番、神谷長平議員。

[11番 神谷長平議員登壇]

○11番 神谷長平議員 こんにちは。この質問席に立たせていただくのも2年3か月ぶりでありますので、一から初心に戻ってやるような形で質問させていただきたいと思いますので、ぜひとも皆様の前向きな回答をいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

11番、神谷長平です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。タイトルは社会情勢に対応する行政運営についてで、5項目を予定しております。1項目は機構改革後の開発事業についてということで、課の設置条例に基づく中でお尋ねをしていきたいと思います。2番目には環境整備事業について、これは福祉事業に関係する質問をさせていただきたいと思います。それから、3番目で河川整備事業については、1級河川の新堀川、逆川についてお尋ねをしたいと思います。それから、4番目として町道6-109号線と都市下水路についてお伺いをしたいと思います。5番目として学校施設管理についてを順次質問をさせていただきたいと思います。

初めに、昨日、邑楽町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、令和4年4月1日から施行され、都市計画課の発足となります。今回の条例改正で都市整備事業になってからちょうど10年目となりますが、ようやくまちづくり、動き出す都市計画であるという思いです。今回の改正で町に灯がともされたような気がしております。そこで、都市計画開発事業に関することとありますが、具体的にどのような開発事業を推進されるかを町長にお尋ねをしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 機構改革によって、現在行われているいろんな事業に対して、ある意味具体的に視点がはっきりしていなかった部分というのもありましたので、それを今ご質問の中の開発関係については具体的に、そしてその事業が順調に進捗できるような形で進めていきたいという思いの中から、都市計画課のほうに開発係という形で組織化を図っていききたいというふうに考えております。そのことによって、ただ今までのように商工振興課のほうでも、いわゆる工業誘致、あるいはいろんな相談があるわけでもありますので、それは引き続き商工振興課の担当のほうで受け継いで、それで具体的に事業を進めていく場合には開発係のほうでというふうに考えているところでもありますので、現在行っている複数課にまたがるところが集約をできるというような形でなりますので、進め方もより明確になるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、都市計画課の中に開発係を設けるということで進めていきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 もう少し意気込みのあるお話が聞けるかなと思っていたのですが、ちょっと寂しいです。平成27年12月22日の本会議において西邑楽土地開発公社の定款の変更がありました。これらにつきましては全議員の賛成の中で可決を受けた経緯がございます。その時点においては、開発公社の活用性が薄れた状態ということで、社会情勢の変化に適応した最善の結果だと思っております。ですが、これから新たに町づくりを進めていくには土地開発公社の活用が必要不可欠ではないかと思われませんが、町長は土地開発公社の必要性についてどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思えます。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 以前西邑楽土地開発公社ということであったわけですが、今ご質問の中にありましたように平成27年の会議の中でそれを邑楽町は廃止するということで、今西邑楽3町の中で存続しているのは千代田町だけということです。平成28年4月1日に西邑楽土地開発公社から脱退した経緯はあるのですが、今産業団地の造成ですとか引き合いのある企業等もあるわけですから、その事業実施に必要な部分が今後数多くあるかなというふうに思っておりますので、それを考えた場合には、西邑楽土地開発公社は脱退しましたけれども、町単独での土地開発公社の設置も考えていく必要があるかなというふうに思っております。その場合には新たに設置する都市計画課の開発係のほうにその担当を充てていく、そしてそういった事業展開を進めていくということになる必要があるかと、このように今現状では考えておりますので、具体的な形としてはそんなふうにご検討させていただきたいと思えます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 本当に町長の考えと私も一緒です。ともかく町が事業を起こしたからには先行で動けるセクション、これをやはり設置する必要があるかなと思えますので、町長もそういう考えを持っていたので、本当に安心しました。なぜかといいますと、邑楽町の中でも本当に公共用地の中でも利用度の低い土地が何か所かあると思えます。それらをやはり活用していくのは土地開発公社かなと、そのように思っております。その辺で利用度の少ない公共用地がどのくらいあるか、関口総務課長にお尋ねをしたいと思えます。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

現在町で管理しております土地については、行政財産として行政目的で使用しているところと、あと目的等を持たず普通財産として管理しているところがございます。比較的まとまった面積の土地ということになりますと、普通財産では旧久保林町営住宅の跡地が4,000平方メートル程度ございます。また、行政財産として使用しておりますが、元役場の駐車場として使っていた土地、現在

は中野小学校の駐車場として使われていますが、これが約1,000平方メートルほど、あと旧中野公民館も、現在は旧中野公民館自体は町の倉庫として使用しておりますが、駐車場等も含めると土地が約9,500平方メートル程度ございます。町の管理している中で利用度の低い土地ということで、まとまったものは以上になります。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 3か所、大変面積が多いのですね。公民館跡地と役場東なんて言うと学校の授業参観の駐車場とかで利用されているだけかなと。利用度が本当に低いかなと。ほかの施設を見ても長柄小学校を見ても、周りには公共施設があって駐車場は確保されていると。でも、ふだんは違う用途で使われていると。この公民館の跡地につきましては倉庫ということで、本当に利用度が少ない。幼稚園と小学校が授業参観で使う。年に幾日使うと、そういう状況を考えてときに、もう少し使い方は検討されるべきかなと思います。

それと、久保林住宅の跡地につきましては、町営住宅を廃止されて、この町営住宅につきましては低所得者を保護する意味の住宅、人口増と低所得者を補佐すると、そういう形で建設された経緯があると思いますが、それらの事業が達成したという形で、今現在は駐車場として近隣の方に貸与していると。この土地の利用の仕方については、町営住宅を造るときの地権者に大変申し訳ないのではないのかなと。もう少し公共性の高い利用方法があるのかなと思います。

私は個人的に思いますと、開発公社が設立されればこの土地、真ん中に道路を入れて、区画形質の変更ができて分譲ができるのです。町独自でやるということになると、全区画を一遍に競売にかけなければ処分できないと、そういう差がありますので、ぜひとも開発公社を設立して、そういう公社を使って人口を増やす、それと土地を有効に使うということで、もう少し収入面も変わってくると思いますので、その辺の検討もした中のやはり利用の仕方をお願いしたいと思っております。

その利用の方法によっては、今後町でも考えていただきたいと思いますが、うわさに聞きますと、篠塚駅の周りが既存宅地ということで住宅が増えていると。一応公園の計画もありそうな話も聞いておりますけれども、公園は基本的に市街化区域の中から整備をしていただきたい、調整区域の中に公園は筋としておかしい、そのように私は考えておりますので、ぜひともその町の都市計画の用途に合った形の中の整備をお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

2番の環境整備事業について質問いたします。福祉タクシー券の交付はいつから交付されましたか。当初の初乗り運賃はいかほどだったか、それらの経緯を担当課長にお尋ねしたいと思います。

○松村 潤議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 福祉タクシー券の関係なのですが、こちらなのですが、要綱により

ますと平成9年度からの事業となっております。こちらなのですが、福祉タクシー利用券1枚が500円ということになりますので、この当時500円である程度乗れたのではないかというふうに考えております。こちらなのですが、平成17年度からこの500円を400円ということで、中身のほうが変わっております。

以上です。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 ただいま経緯をお伺いしましたけれども、実は私のところに、初乗り運賃は600円という話で、ですから、町からタクシー券が交付される額面が400円ということで、2枚を出さないと乗れないと。たまたま小銭がないから200円を出せなかったと。それでタクシー券2枚出しましたよと、お釣りは来ませんでしたという話もありました。そうすると、このような額面の交付の仕方ではよろしいのかなというような考えで、ちょっと疑問を持ちました。ですから、なぜそうなのかというと、400円を2枚ですから800円です。タクシー代600円です。200円はどこへ行ったのかと。最終的に町に請求を受けるのはタクシー券の枚数で、タクシー会社のほうから請求が来ているわけです。その200円はそこに行っているのではないかなと思われまますので、そういう税金の使われ方ではよろしくないかなと思いますので、その200円分を利用者に還元できるように検討していただきたいと思うのですが、これらの税金の使途方法についてよろしいか、再度確認をさせていただきます。担当課長に確認します。

○松村 潤議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 この福祉タクシー券なのですけれども、基本的には利用券1枚を400円相当として利用できますよということになっておりまして、現金とかの持ち合わせがなかったということもあるかもしれないのですけれども、基本といたしますと1枚400円券を使っていただいて、プラス現金で足りない分を補完していただくような使い方をしていただくのが要綱とかの基準にはなっているかと思えます。ただ、先ほどのお話のように小銭の持ち合わせがなかったりだとか、そういうこともある可能性はありますので、もしぴったりに支払うということになりますと、この400円についてを分割したりだとか、200円券というような形で対応ができるようにするということはできるかと思うのですけれども、税金がというようなお話もありますが、原則といたしましては、足りない分は現金で補完していただくというようなことで利用者の方にもお願いはしている次第になります。

以上です。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 本当に400円プラス200円、200円が手持ちにあればいいのですけれども、それが一番理想なのですけれども、過去の経緯を見ても、初乗りタクシーの代金を全額見ていたよう

な経過がございますので、すぐにすぐとは言いませんけれども、全額交付するような考え方で、極端なことを言えば400円を減らして、200円券を作れば600円で予算どおり運行できるわけです。税金が町民に交付された額分だけが正式に使われているかなと、そのような気がしますので、その辺の券の発行額の枚数も検討していただけるか、その辺について担当課長にお伺いしたいと思います。

○松村 潤議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 今400円で1枚になっているものを、これを200円にするということになりますと、今48枚あるものが96枚になるというふうな形になります。ただ、こちらのほうで枚数だけを増やしてしまうと、使うときに間違い等も生じる可能性ということもありますので、例えば400円券を何枚に200円券を何枚というふうに分けるだとか、そういうふうな対応というのはできるかとは思いますが、ただ、今後初乗り運賃が変更になった場合に、その都度その都度というのが、どうしても年度で枚数のほうの計算をしている都合もありますので、適宜といいますか、臨機応変に変更ができるかどうか、この速やかな対応というものに関しては、ちょっと問題が残ってくる可能性はあるのですけれども、今後枚数が増えるのが果たして利用者の方に利便性といったところも検討をしながら、こちらの券の枚数、何円券というものに関して検討していきたいかと思えます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 ぜひとも利用者の負担が軽減できるようにお願いします。

今年度から国の制度が見直され、補助金の対象が拡充され、地域交通計画マスタープランに位置づけられたタクシー運行プランであることを要件に、自治体を実施するタクシー運賃の取組に国が2分の1、上限100万円を支援する見通しとなったと。ある町では来年度から補助金申請に向けた準備を進めているとマスコミに掲載されていましたが、邑楽町ではこの国の支援を受ける検討を行うべきだと思いますけれども、この辺について町長のお考えを伺いたいと思います。補助金を受けるか受けないか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 これは、そういった制度ができていて、できるということであれば率先して申請はしたいというふうに思っております。ただ、この補助制度は町で独自で考えたものですから、その申請の要件に当てはまるかどうかということもありますけれども、当然運賃への各自治体への財政的な援助ということであれば、私は率先して申請をして補助を受ける考え方は当然のことだと思いますので、そのような考え方でおります。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 ぜひそういう補助金を受けるような状況で。まだ本当に開始されて間もないものですから。ただ、昨年令和2年12月の中間報告ということで、企画課長のほうから全員協議

会で館林圏地域交通計画、これらが説明をされた経緯がございます。皆さんのタブレットの本棚の中にこの計画プラン等というのがあると思うのですが、これにそれが掲載されていますので、後日参考に見ていただきたいと思います。そういう形の中でありますので、ぜひとも多少でも町の財源を増やしていただき、町民に還元できるように努力されることを願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、河川、新堀川、逆川整備についてお伺いしたいと思います。邑楽・館林圏河川整備計画が平成30年10月に策定され、国土交通大臣の認可をいただき、決定をされたと伺っております。新堀川と逆川の合流点から下流、谷田川の合流するまでの3,890メートル、現在の計画流量が15トン、その3倍の45トンの計画になりました。また、逆川と新堀川の合流点から多々良沼までの2,590メートル、河川が小さく、農耕地等に浸水、水害が発生しているため河道の拡幅ということで、現在では5トンの計画が約2.6倍の15トンに拡幅されるというような計画を聞いております。これらのその後の進捗状況について町に協議や報告はありましたか。その辺について担当課長からお伺いしたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

群馬県館林土木事務所に確認させていただきましたところ、現在は平成25年度から着手している最下流部の新堀川導水路の改修工事を進めているところであり、令和8年度の完成を目指して実施しているとのことございました。新堀川、逆川の改修は、新堀川導水路の工事完了後に実施すると回答いただきました。

以上でございます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 マスコミ等によりますと、1級河川の逆川につきましては2024年までに着手予定の事業となっていると掲載されておりました。ただいまの話を聞くと令和8年ということになりますと、この年号よりも大分遅れるような状況かなと思いますので、それらについて県のほうでは逆川に対して、工事は別として調査とか地主の意向とか、そういう意見調整をされた経緯はございますか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

群馬県館林土木事務所に確認いたしましたところ、河川改修工事は下流から河道を拡幅していく必要がございますので、最下流部の新堀川導水路の工事完了後に新堀川、逆川の改修工事を実施することになるそうでございますが、逆川河川改修事業につきましては、2024年度までに測量や用地

調査などを実施できるよう進めているそうでございます。土地所有者への通知はまだ予定されておりません。通知が必要な測量等を実施する際に通知することになると思われまますと聞いております。

以上でございます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 課長、大変ご苦労さまです。測量の実施ということは大変前向きな話かなと思いますので、これらについても早急に行っていただけるように、毎年邑楽館林主要河川改修促進同盟会、館林市と邑楽郡の5町で組織している中小河川改修事業促進に関する要望活動をしていいますが、そういう活動の中でやっているわけですけれども、そのほかに町単独ではどのような要望活動をしているのか、町長にお尋ねをいたします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 道路もそうなのですが、河川の改修等の要望活動については、館林邑楽の河川改修促進同盟会というのがありまして、その同盟会に対して邑楽町の改修する箇所、場所等については随時お願いをし、そしてその同盟会を通して県知事、それからもちろん県土整備部のほうですけれども、要望活動は行ってまいりました。ただ、昨年、今年度はこのようなコロナ禍の状況もありまして、具体的な行動計画という、行動は行っておりませんが、ただ、そういった要望書等については県のほうに提出をしているということでもあります。町長が単独で行った場合はという話がありましたけれども、そういう折には、私は関係する県土整備部の部長をはじめ要望活動の内容について、ぜひ早期促進をお願いしたいというような形ではお願いをしておりますが、これまたコロナ禍の状況でもありますので、昨年、今年と具体的に行動は起こしておりませんが、以前はそのような形で進めてきたということでございますので、そういう状況が明けましたら、今後も積極的に県、あるいは県ではない場合は国のほうへもお願いに行くという考え方は現在でも同じであります。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 ぜひ町長に要望活動を行っていただいて、今後の町の開発事業につきましては、この河川の整備は非常に重要性を持っているのかなと思いますので、河川の整備が早く進めば町の開発も早く行われるのかなと思いますので、今後とも単独で上部機関に働きかけをしていく考えを先ほどいただきましたので、ぜひともお願いをしたいと思います。町長におかれましては、本当にフットワークがよく、動きもいいものですから、上部機関に働きをかけて一日も早く水害のない住みよい明るい活気ある町をつくっていただくことを期待申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

町道6-109号線と都市下水路についてお尋ねをします。この現場につきましては、東西に2路線の町道が都市下水路を挟んで走っております。南側に4メートルと北側に4メートルの道路があ

ります。北側の道路は途中で行き止まりとなっております。南の道路幅員のみでここを通る車の対応しておりますけれども、町道幹線6号からちょうど曲がり込んで進入して約4メートルか5メートル行きますと南側の幅員の4メートルの道路で、都市下水路がそこでストップされていますので、その出入りが曲がり込んだときの車と西から来た車で鉢合わせしたときに非常に危険があると。擦れ違いもできず、近所の人によりますと、時々ここで口論が行われているというような話も聞いておりますので、事故が起きる前に、水路用地を利用して安全に安心に人と車が擦れ違いのできるような改善の方法を検討していただきたいと思いますが、担当課長にお伺いします。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

神谷議員から指摘されたとおり、現況は町道幹線6号線と町道6-109号線の交差点部分で、交差点部分のすぐ近くのところは幅員が約5メートルございまして、5メートルの区間が交差点から約9.5メートル続きまして、都市下水路の開渠部分がございます。このところの相互通行といえますか、延長が9.5メートル程度しかありませんので、幅員も5メートルということで車両の擦れ違いがしづらい状況の場所でございます。この改修については検討させていただきたいと思いません。

以上でございます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 ぜひお願いをしたいと思います。

また、公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造基準等の第19条第3号の「屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）」とあって、「覆い又は柵の設置」とありますが、この水路の脇にある柵の設置につきましては、もう設置後27年も経過している柵であります。車などが当たりフェンスの柱が曲がっている部分もあります。また、秋から冬にかけて下水路の水位が下がり、下水路の独特な臭いがします。また、条例第22条第1号では都市下水路の維持管理の基準がありますが、「しゅんせつは、1年に1回以上行うものとする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない」と触れておりますけれども、実際に下水路の中には藻、浮草、水草、ヘドロ等が堆積をしております。その清掃の状況によっては異なりますけれども、どのぐらいの間隔で清掃を行っているのか、担当課長にお伺いをしたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

都市下水路の開渠部分のしゅんせつは、平成25年度に約200メートル程度しゅんせつをやらせて

いただいたことがございます。今までの経過ですと平成25年度のときしかしゅんせつしていない状況です。

以上です。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 私も平成20年頃この区の区長を仰せつかっておりました。そのときには区民が水路の中へ入って脚立をはしごの代わりに使って出入りして、その下水路の堆積土を掃除で全部出しました。道路愛護で。ですけれども、その光景を見て、これは本来から区民の行う仕事ではないということをお願いした後、平成25年に1度町のほうで清掃をやっていただいたという経緯になるのかなと思っております。

この平成25年に行った下水路の清掃に要した費用はいかほどになるのかお伺いします。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

平成25年度に清掃したときの金額は56万円でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 大変かかるのですね。56万円。そういう状況を見ますと、長期にわたってみると側溝に蓋を設置したほうが経済的でもあり臭いも危険性も半減し、生活環境の改善につながると思います。また、近隣で生活している町民の生活環境を改善するべく、住みよくなる状況をつくるべきかと考えておりますが、この辺について町長のお考えを確認したいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 この都市下水路の問題については、以前平成27年9月定例会で神谷議員のほうから同様な質問を受けた経緯があります。その問題解決のためにということで、担当のほうで状況を考察をさせていただきました。いろいろ調べていただいたわけでもありますが、その中で4点ほど出てきまして、1つは都市計画の視点からどうなのだろうかということ、それから2つ目には雨水下水路ということになっておりますので、そのいわゆる下水路として十分機能できるのかどうか、勾配の問題等もそこに当てはまるのかなと思いますが、3つ目は財政的な面、これが一番この問題解決のためには必要になってくるのかなと思いますが、4つ目がいわゆる社会資本を維持していく、管理をしていくということについて、ご質問がありましたような形で進めていくのがいいのかどうかという4点から考察をした結果、改良をしていくということについては大変な状況がある、当時の状況も現在も変わっておりませんので、大変厳しい状況があるのかなと思っております。

質問の当初、下水路を挟んで南側と北側に道路があるわけでもありますが、その交差点のところ、

その部分については、北側については民有地があるわけでもありますので、こういったことをきちっと道路として管理していくのには、その北側の道路も十字路に取り付けるということが一番ベターな計画かなと思っておりますが、これらについてはいろいろ検討をさせていただいているところもあります。現状のところこの都市下水路の改修については、先ほど防護柵といいますか、防護柵等について危険な状況があれば、これは即対応していかなければならないと思っておりますけれども、その下水路にボックスカルバート方式か、あるいは溝蓋をかけるのか、ただ下水路の幅員が幅広いものですから、それをかけたときに交通する、利用するという点について、間違っただけを通過した場合に事故等が起きるといふ、そういった懸念もあるかなと思っておりますので、現状のところは、以前お答えをしたような状況の中で、十分検討を加えた中で、その問題解決に当たっては一層の調査研究ということも必要になってくるのではないかというふうに思っておりますので、特に改修してきちとした利用価値のあるものというご質問でありますけれども、現状はそういったことの改善については、ちょっといろいろ調査する必要があるのかなということで、大変申し訳ないことではあります。その下水路、また道路が有効に利用できるような形については今後研究していきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 町長、平成27年度の話と混同しているのかなと思います。あの区間約380メートルぐらい蓋がかかっていないのです。風が吹くとごみ、ほこり、堆積するのです。ですから、別に平成27年度の話ではなくて、そのごみを入らないようにということですから、別に歩道用の蓋だっただけいいわけですから、両側に柵がありますから車は入らない状況ですから、金はそんなにかからないと思います。ここのしゅんせつ、管理する金が何年かあればできるような状況で、町長はちょっと平成27年度の話で、私は全然考えていません。あれはあれで割り切っています。

ただ、6号線から入って、4メートルから5メートルだけはボックスカルバートが入っています。ですから、そこは広いのです。その西、僅か10メートルぐらい広くなれば北側の道路とダブって使えるから、一方通行で民有地の買収をしなくても、緊急でやるのであれば可能なのです。現場を見ただけであればよく分かりますけれども、町長が、西からでも東からでもいいです、車で走ってくれば、私は東でも西でもどっちでも走ります。そこへ行けば、そこ通った人の気持ちはよく分かります。だから、安全にやはり車が通過できるように、そういうことも、金銭面もあるかもしれませんが、たかが知れています。全部やるのではなくてその部分の改修ですから。

それと、都市下水路だって、今職員数も減ってきています。だから、できるだけ仕事を減らすためにも、そういう蓋を設置してやれば、その清掃をする準備の期間も違う仕事に回せるように改善できると思うのです。地域の人でも大変喜ぶと思います。そういう考えを持った中でやはり町長に行政運営を進めていただければと思っておりますけれども、そういう考えはいかがでしょうか。町長に再度お伺いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 安全に通行はもちろんでありますけれども、その下水路が利用されなければなりません。したがって、そこに溝蓋をかけるということは、私はかけることによって防護壁といいますか、柵が必要があるかどうかということも十分出てくると思います。したがって、一番利用がよろしいのは北側、南側の道路が交差点に向かって開くということが、これが一番よろしいのではないかという考え方に立って申し上げたつもりでもあります。したがって、その溝蓋をかけることによって砂、土砂、ごみ等が入るとことは防げますけれども、やはり総合的に考えた上での調査をし、そして合理的な、改修するのであればそういったことが必要だというふうに思っておりますので、たまたま防護壁のお話はさせていただきましたけれども、それらが危険性があれば、これはすぐ危険性を排除しなくてはなりませんし、そういう思いから申し上げたのでありまして、担当のほうで十分それは理解している部分あると思いますので、また私のほうからそういった点について必要があれば指示をしていきたいと、こんなふうに思います。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 町長の必要性和私の必要性にはギャップがあるのかなと思いますけれども、ここでそれを議論していてもしょうがない話なので、一日も早く近隣の人たちがあそこの道路を利用したときに安全に通行できるように、またあそこに住んでいる方がその嫌な臭いをかかないような環境は整えていただけるように努力していただければと思います。

次に、一般質問にはふさわしくないことですが、あえて一般質問をさせていただきます。学校施設の管理について藤江教育長にお尋ねします。旧役場用地に門柱が建っております。1年半ぐらいか約2年ぐらになりますか、あそこの向かって右側の門柱に「邑楽町役場」と銘板が入っております。これは好ましくないから塞いだほうがいいのではないかという声がありました。それで、早急に教育委員会に話して、その銘板が見えないようにビニールか何かで覆っていただいたのですが、それがまた剥がれて、「邑楽町役場」と。邑楽町役場はいつになったらどこへ行くのだと、こういう声も聞きました。これは質問をするような項目ではなかったのですが、あえて通告書を提出したらすぐ覆いましたね。ですから、本当にあの邑楽町役場の看板が必要であれば、旧役場用地とか元役場用地跡とか、そういう名前において残すことであれば別におかしくないと思うのですが、役場ということになると、周りから見たときに何を管理しているのだと、こんなような状況があると思います。

また、学校も恐らく月に1回は学校の周辺の巡回をすると思うのですが、その辺についてはやっているのですか。やれば大体見えると思うのですが。私の屋敷は小さい猫の額のようなものだから1週間に1回ぐらいぐるっと回ります。当然生徒がおりますから、やはり生徒の安全というのを確認すれば、フェンスとか、そういう門柱とか全部確認されると思いますけれども、その辺を確認さ

れているかいないか、教育長にお尋ねします。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 質問に答えたいと思います。

学校でも安全主任というのがおりまして、その先生が取りあえず全職員を割り当てて、鉄棒とか危険箇所はないかということで全部見回って、月1回は数字に入れてやっております。これは防災のほうと、それから消防のほうとの関係もありますので、そういった報告をさせております。

ただ、その門扉に書かれている「邑楽町役場」ですか、私も見てきましたけれども、これについてはもう学校の管理下ということで、もし剥がれていて危険が及ぶようであれば、これは早急に学校の管理者、校長、教頭になると思いますけれども、早急に手直しをしなければいけないかなというふうに思っております。ただ、名前が邑楽町役場ですので、旧はこちらの関係かなと思いますので、そちらと相談をして、撤去するなりなんなり考えていきたいかなというふうに思います。

○松村 潤議長 神谷長平議員。

○11番 神谷長平議員 ぜひともお願いをしたいと思います。よそから見たときには、もう役場はこっち、学校関係はこっちではなくて、既にあそこは学校用地として管理をしているものですから、当然学校のほうでその辺については状況を見て役場のほうへ報告すべきな話ですので、その責任逃れみたいなのはよしてください。教育長の責任でどうにでもなる話ですから。ですから、この門柱も、今の状態だということとまた何年かすると剥がれてしまいます。だから、本当に直すのであればちゃんと直して、残すのであれば残してもおかしくない方法で一日も早く対処していただきたいと思います。これは私のほうのお願いでございますので、よろしくお願いします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午前11時54分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

○松村 潤議長 大賀孝訓議員から早退の報告がありましたので、報告いたします。

◇ 佐藤富代議員

○松村 潤議長 2番、佐藤富代議員。

〔2番 佐藤富代議員登壇〕

○2番 佐藤富代議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番、佐藤富代です。本日のテーマは行政機

構改革による危機管理対策の強化について、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

令和4年4月を目標に検討されている行政機構改革は、現行の13課43係から15課48係へ組織が拡大します。しかし、職員数は同じという前提であります。具体的には財政課と健康づくり課の新設、都市建設課を2課に分離、安全安心課はその係を分散する形となります。安全安心課は町民の命と財産を守る事務事業を統括して平成26年に誕生しました。当時、消防、防災関係を総務課から移したものです。しかし、僅か8年で再度総務課に組み替えることが、なぜ危機管理体制の強化、特に防災、減災対策の強化につながるのか。さらに、強化につなげるための仕組みづくりについて伺います。

まず、機構改革の必要性と改革のポイントについて、検討委員会委員長として進めてこられました副町長にお伺いいたします。まず、現行の危機管理体制の評価、その強みと弱みと課題についてお伺いいたします。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 佐藤議員のご質問にお答えする前に、今回の機構改革の案がどのように出来上がってきたのかという、その経過について少しお時間を取らせていただいております。お話をさせていただきたいというふうに思います。

今回の機構改革の骨子については、既に全員協議会で企画課長のほうから町長の諮問内容ということでご報告をさせていただいております。その中では危機管理体制の強化というようなことを筆頭に、5項目にわたって今回の機構改革の中で追求してほしい課題が提示をされたということでございます。今回の機構改革の案をつくり上げていく過程で、今までと一番違うところという部分では、まずこれまでの機構改革は、トップの強い問題意識の下、解決を迫られている課題に集中的に取り組めるような、そういう組織づくりということで、町長なり副町長なりの強力なリーダーシップの下、組織の再編成を行ってきたというのが特徴でございました。もちろんそれは課題を解決したり事務事業を前に強力に進めていくという点では大きな効果があったわけですが、その一方で、細かい部分で業務の分担とか各課の連携を図る上で、ちょっと新たな課題が生まれてきたり、また一部の職員ではその決定方法とか結果、効果等について、必ずしも納得とか満足感とか、そういうものが得られないような状況があったのではないかとこのように思われます。今回の機構改革では、そういった点を踏まえて、現場からの議論の積み上げによるボトムアップ形式の合意形成、機構改革案づくりというものを目指して取り組んできたところです。また、その過程ではやはり積み上げということを重視して、まず現在それぞれの課が抱えている課題をきちんと抽出をすることに大きな力を注ぎました。課内の業務内容とか課題に精通している課長補佐や係長クラスの人たちに委員として出ていただいて、しかもその人たちの個人的な見解ではなくて、検討委員会で議論したことをきちんと課に持ち帰ってもらって、そこでフィードバックして議論をして、その結

果をさらに課と課の統一見解として、一個人の見解ではなくて、課の集団的な英知の結果として委員会に反映をしていただくというような形を何度も繰り返すという形で合意形成を行ってまいりました。したがって、今回の機構改革の案については、少なくとも職員から俺は聞いていないとか、あるいは自分の意見を言う機会がなかったというような声はないだろうというふうに確信をしております。

そういった各課から上げていただいた課題、抽出していった課題は全部で210項目ございました。この中で、課長のリーダーシップによって解決すべき問題とか、職員間のコミュニケーションの問題とかそういうのは除いて、あくまでも組織機構によって解決することができる課題ということで整理をいたしまして議論をしてきたということです。

もう一つは、その業務量の平準化、課長の指導が行き届く適正範囲というものをきちんと考えながら案をつくっていったということがございます。近年、職員の業務量が偏っているとか、それに伴って超過勤務が増えているとか、あるいは組織が肥大化してしまって課長の目が行き届かないとか、そういうような問題点も指摘されている中で、今回の機構改革では大き過ぎる、あるいは小さ過ぎる、そういう課はつくらない。各課が所管している係の数もなるべく平準化して、課長の目が行き届くような、リーダーシップがきちんと発揮できるような組織づくりというのを追求してきたところです。

質問に戻りますけれども、そういった中で現在の安全安心課の交通防災係というのは、議員ご指摘のとおり、かつては総務課の行政係にあった防災と防犯、それから生活環境課の交通環境係が持っていました交通関係、これを1つの係として統合して交通防災係というのをつくったというのが最大の特徴です。それも一つの構成要素として安全安心課というのをつくったということです。これはある意味、町民の生活に直結する防犯や防災、交通というものを1つにまとめて、有機的に行動ができるというものをつくったという点では画期的な解決案だったと、組織機構改革だったと。これが議員の言われる、まさに強みであったというふうに思います。

その一方、例えば現在安全安心課が所管しているものの中には下水道とか、あるいは生活環境、ごみ等の問題というものがあって、必ずしもその中には有機的なつながりというのがないといえますか、直接関係しないような、それぞれジャンルが違うようなものを安全安心という名前の下に1つにまとめてしまっているという問題があります。

また、過日の台風19号の経験等も踏まえますと、防災室が、これは浸水に備えるために2階に設置してございますけれども、これが実際には安全安心課の事務室と離れている。また、そういった避難所の設営や対策本部等の運営などでも、実際には人員の動員、初期動員、2号動員、3号動員とかかるに当たって職員の動員が必要になってくるわけですが、そういった形での指揮命令系統が総務課長と安全安心課長の間で必ずしもうまく一本化できていない、指揮命令系統が明確でないという部分も問題点として浮かび上がってまいりました。したがって、今回の機構改革は、過日

の機構改革、安全安心課をつくったときの強みを生かしながら、その間問題になってきた弱点を克服し、特に今後は行政区を中心とした地域防災組織の活用、あるいは活性化というのが非常に重要になってまいります。そういった点で、同じくそれらを所管している総務課に一元化をするということで、さらに大きな過去の機構改革のよさを生かしながら、さらに強力に進めていく体制ができたのではないかとこのように考えております。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 その強みを生かして、そして弱みのところを改革しながら進めたということによく分かりました。

次に、ではそういった危機管理体制の強化、いわゆる強みを生かして逆に弱みを強める。それと、その機構改革のポイントについてもう一度伺います。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 ポイントということでございますと、ちょっとこれは繰り返しになりますけれども、今まで分散をしていたというか、それぞれが所管をしていた防災に関わる部分の、特に安全安心課が担当しておりました防災の観点と、あとはそれを推進する、実際に担う職員の指揮命令系統の明確化、整合性を取るという意味で、その人事を担当しております総務課、そして防災を担当しておりました安全安心課のそれぞれのセクションを1つの課にまとめ、同じ管理職がその2つの課題を統合的にまとめて推進をしていけるというのが1点。さらに、先ほどもこれもお話ししましたけれども、地域防災組織もこれから非常に住民の皆さんがどうやって自助を、あるいは共助を進めていくかというのが大きな課題になりますが、それを所管しているのも同じ総務課で同じ課長が全体を見ることができるとというのが大きなポイントではないかとこのように考えております。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。今まで分散していたところを総務課という1つの課で統括していくことで、課内、中の機能強化と、そして地域防災力というところの機能を強化していくということが狙いだということはよく理解できました。

私も総務課が担当することのメリットは幾つかあるというふうに考えております。今お話しいただきました消防とか防災を担当することで、災害時の職員の招集、役割分担、いわゆる即対応できる体制がつくれるということの一つ私もそのように思っております。

加えて、もう一点、総務課という部署は、職員とそれから各部署を束ねるといふか、要の位置にあるということ、その要の位置にあることをもう少しそこにある重要な役割ということを果たしていただけないかというふうなことを今感じております。その役割というのは、やはり教育機関としての教育としての役割、それから各組織間の調整役、そうしたところにもう一つの役割があるのではないかと。加えまして、今地域防災力の強化ということでは、具体的には区長会ですか、地域の自治

会長と直接関わる窓口であり、その区長会を掌握しているということでは非常に事がスムーズに進むという点で、総務課に戻したということは、私も必要なことだなというふうによく理解いたしました。そして、やっぱり必要なのは、その総務課が管轄しているそういったことについて、きちんとマネジメントしていくという機能がなければ厳しいのかなというふうにも考えております。

もう一点、今回の機構改革において安全安心課のほうが生活環境整備を建設環境課という課に移行するという点ですけれども、そのこのメリットについてはどう考えていらっしゃるのかなと思います。ただ、この部分は、今私たちは地球温暖化に伴う非常に異常気象に見舞われています。そして、その原因として二酸化炭素の排出の問題とか、先ほども出ておりましたプラスチックごみの処理とか、あと食品ロス、そうしたものが非常に誘因として関わっている。そういった大きな課題を持ちながら、この辺りのことをきちんと解決していく、あるいは防災、あと減災、そういった対策につながるような生活環境整備ということも、とても大切な役割ではないかと思っております。これは先ほど質問の中にも出ておりましたので、省略させていただきます。

では、災害発生時の対応として、職員の初動対応とともに、今お話もありました自治会の存在は大きく、その役割が期待されています。しかし、今はその自治会、町内会の活動や維持が非常に困難な状況に陥っております。県下35市町村における自主防災組織の組織率100%のところは17市町村というふうにも上毛新聞にも出ておりました。当然邑楽町も組織率100%であります。また、邑楽町地域防災計画の防災対策基本理念は「自助・共助・公助の調和によるゆるぎない安全のまちづくり」と明記されています。しかし、活動している自主防災組織は34行政区に幾つあるのでしょうか。そして、その活動、活性化は、行政区任せの現状ではないかというふうにも思っております。防災、減災対策に向けて地域防災力向上は本当に不可欠であると思えます。

そこで、邑楽町において自主防災組織の活性化、リーダーの育成が大きな課題であると考えます。町の取組、町からの支援について担当課長にお伺いいたします。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

各行政区で作成しています自主防災組織については、作成の数につきましては、34行政区全てにあります。先ほどおっしゃられた100%構成されている自治体という形になります。ただ、実際の自主防災組織の構成、各行政区の構成は、行政区によっても違いますが、通常区長を会長とし、その行政区の役員の方が自主防災組織の役員となり、班長、あるいは区によっては女性消防隊が別にある場合は、その辺の方々を構成員とするという組織構成になっていることが多いのが実態です。つまり行政区の役割の一つとして機械的に構成されているという形が多いというのが実態だと思います。そういう中で、町のほうとしましてもより活性化をするために、それぞれの地区での防災訓練等の実施やそれに対する働きかけ、あるいはお手伝い等も行っているのが実情です。また、ほと

んどのところで区長が会長を兼ねているということで、区長会、あるいは区長会の研修等においても防災関係の内容を中心に行うことが多くなっております。先ほど副町長の説明の中でもありましたが、行政区の一部として自主防災組織があり、各区長へのその辺の働きかけは総務課のほうで行っているわけですが、各行政区の防災訓練とかということになると、現在は安全安心課のほうで消防のほうと打合せをしてお手伝いしたりとかそういう形になっておりまして、そういう意味でも2つの課が関わっているというのが現状でございます。組織そのものについては、総務課のほうを中心になって行っているというのが現在の状況になります。

以上です。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 総務課と、そして安全安心課が各行政区に働きかけている、でもなかなか思うようにいかないというのが現状、さらにこの2年間はコロナということもありまして、各行政区、せっかく動き始めたところがまた停滞してしまったところもあるのではないかなというふうにちょっと危惧しております。

では、次に、避難行動要支援者に対する個別の避難計画を作成することが市町村の努力義務となっております。避難行動要支援者名簿、これも各区長、そして民生委員・児童委員に配付されていますが、これに対する邑楽町の取組について、担当課長にお伺いいたします。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えします。

要配慮者に対しての支援体制ということですが、避難行動要支援者名簿への登載がございまして。この避難行動要支援者名簿については、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など、避難行動要支援者の名簿を作成することが市町村に義務づけられました。災害に備えて地域全体で要支援者を支援していく取組を推進するため、地域で名簿情報の共有を図るものでございます。町においても名簿を作成し、関係機関である行政区、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、消防、警察との共有を図っており、随時名簿の更新をしております。今後も関係機関との連携をより深めまして、要支援者の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 避難行動要支援者名簿について安全安心課で把握され、そしてそれを必要な部署に配付、そして共有しているということで、ありがとうございます。ただ、この避難行動要支援者名簿は、非常に今個人情報保護法がその障害となって、それぞれの人が把握していますけれども、地域でそれを共有、活用ということはあまり図られていないのではないかなというふうに感じて

おります。こういった避難行動要支援者名簿と併せまして、邑楽町ボランティアグループでも友愛訪問者、そして邑助けネットワークでもその見守り支援者等、それぞれのところで見守り者を把握し、行動しておりますけれども、大方のところはダブっているのではないかと、80、90%はダブっているのではないかとこのように感じております。これらの縦割りの活動を地域でいかに統合していくか、そういったところになかなか自治会、地域だけでは誰も言い出しっぺになれなくて、個人情報保護法が足かせになっていて、なかなか持っていけないという中で、ぜひこの行政の、やはりコーチングがあれば少しでも進んでいく、進むきっかけになるのではないかなというふうに思っております。

そして、今お答えいただきました自主防災組織率100%、そして避難行動要支援者名簿作成100%を機能させるには地域と行政がどう動いていけばいいのでしょうか、どう協働していけばいいのか、その辺りでもし何か思案がありましたら、担当課長にお伺いいたします。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

実際問題としまして、町が方針というか施策を示して、それに基づいて各行政区で何らかの統一した行動を取っていただくというのは、本来の共助というか、地域のことを各地区でやるという形がうまく機能するのかどうかというところで難しい部分があるのではないかなと思います。指名されたものだけつくってそれで終わってしまうということでは本来の趣旨と違ってしまいます。そういう意味では先ほど議員もおっしゃられたように、現在複数のチャンネルが地域の弱者に対してあるわけです。邑助けネットワークもそうですし、ボランティア、あるいはそれ以前に各近所のお付き合い、そういうところをより有機的に情報を交換するとかそういった形で、各行政区によっても行政区全体、あるいは班単位とか、そういう形でそういう意識を持っていただくと。それをできれば行政が把握しているというような形で少しずつ地域の防災力を高めていく、あるいは完成させていくというのがよいのではないかなというふうに思います。そういう意味でも、防災に関しては地域と防災のことが今回総務課に来ることになれば、あと福祉とかそういうところに対しての働きかけをどこがするのかとか、そういうのも明確になっていきますので、具体的な行動に進めていければと思います。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 今回の機構改革を通しまして、いろんなことが総務課に1つにまとまってきているということで、ぜひその機能、手腕を発揮していただけることを期待しております。

ただ、私も考えますけれども、この防災組織を活性化というか、活動を始めることによって、その構成員である各班長が自分の近隣の状況を把握して、要支援者と、それから支援者とのマッチング、そうしたことの非常に鍵になるのではないかと、マッチングができるのではないかなというふう

に思っております。今回のこの名簿については、どちらかといえば行政から指示されて作ってあげたというところで、もう少しボトムアップで名簿が作れば、そこには個人情報云々というような縛りがなくなりますので、それは活用につながるのではないかと。そういったことからこの防災組織を機能させる各行政区、何をどうしていいのかわからない、言い出しづらくなかなかという状況だと思いますので、防災組織を機能させる一連のプロセス、そうしたところを一つのモデル事業として町のコーチングの下に展開していく、それも一つの方法ではないかというふうに考えております。

次に移ります。災害発生時、その終息の鍵を握るのは初動対応と平常時からの取組にあると言われております。労働災害防止の考え方に1件の重大な事故の背景には29件の軽微な事故、その背景には300件の事故寸前の案件、いわゆるヒヤリ・ハットがあります。1件の重大事故を防止するためには、たまたま何事もなかったけれども、冷やっとした、はっとした、そのことをそのままにせず、また教訓として改善活動、改善策を立てて実行することが大事であると思っております。日常遭遇する軽微な事故やヒヤリ・ハット事例を少なくする取組は、重大事故への連鎖を断つ、そういった重大なストッパーになれるというふうに思います。

お伺いいたします。まず、行政のほう、町で日頃遭遇しているいわゆる軽微なちょっとした事故や災害による被害、また日常発生するヒヤリ・ハット事例への対応について、その発生状況や報告体制、その改善への取組について、担当課長にお伺いいたします。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

町が行っている仕事につきましては、非常に多種にわたっております。自治体そのものの運営や企画の立案みたいなもの、あるいは税の徴収、それから住民票の発行などの証明事務、あと福祉や環境、産業の育成とか、教育なんかもそうです。各部門ごとにいろんな障害というか小さな事故等が発生していると思っておりますし、その理由や問題点もそれぞれ別々になります。そういう意味では、それぞれの部署ごとにそういう発生した障害について担当ごとに内容を取りまとめて、それに対する対応等をその都度行うと。また、そういうことを各課とか事業所単位で必要な情報を共有するというような形で現在は行っております。また、その辺のところはその内容に応じて町全体の共有すべき事項として、町の三役等に報告という形で集約できるような体制を現在は取っております。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。主にはいろんな仕事内容が違うので、課の中で処理している、対処している、その中で改善も考えているということだったと思います。その中で必要時は報告体制があるということですが、ではいわゆる課内だけではなくて庁舎、町全体がいろんな出来事について理解する、知る、そしてその対策を考える、あるいは三役への報告という、その報告に対する、このレベルでは報告しますというような基準は設けてあるのでしょうか。もし

ありましたら教えてください。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答え申し上げます。

まず、その基準について明文化された基準というものは現在ございません。町三役と、あるいは町全体で共有すべき事項ということになりますと、一番集まる機会が多いのが課長会議ということになります。そういう中でそういうものについては報告してほしいと。急ぐ場合は直接三役に報告してもらいたいということで決めておりますが、基本的にはその内容が人命に関わるものであるとか、組織的な問題がその原因になるようなものと思われることがあった場合には全体で共有する必要があるということで、提案、報告等をしていただくというようなことで周知はしております。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。町では速やかな情報伝達、そういった体制、課長会議等での報告という形は取っているということですが、でも今お話あった人命に関わるような大きな事故、障害、そうしたものの背景にこそ300のヒヤリ・ハットがある、そのヒヤリ・ハットについて検討する、低減を図ることがとても大切。なぜヒヤリ・ハット事例を検討することが大切なのか。それは、ヒヤリ・ハット事例の背景には、いわゆる不安全行動や不安全状態、そういったものが事故に連鎖していくということから、それを改善することでより安全な仕事、精度の高い仕事、満足の高い仕事につながるというふうに考えておりますので、人命に関わる報告の背景に何があったのだろうか、そうしたことを検討していただくことこそが重要なことではないかなというふうに考えております。

次に、その仕事のよしあしは、やはりそこで働く人間によって左右されます。ということから、職員一人一人の意識の高揚、また仕事に向かう姿勢と職員教育の現状について、担当課長にお伺いいたします。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

町では職員の資質向上、行政サービスの向上のための資質向上等を行うという目的で職員研修を行っています。年度初めに職員研修の基本計画を作成して計画的に行っているところです。まず、役場職員として基本的な能力や知識を高めるために、新入職員として入ったとき、10年ぐらいたった中堅、あと係長、課長の各階層ごとに必要な基本的な内容を学習する研修を行っています。これは、町や県、あるいは県の町村会などで共同して実施しているものへの派遣等という形で行っております。

次に、各職種ごと、あるいは専門知識についての研修を行っています。これも町でも行ってい

ますが、町村会などでもそれぞれのテーマごとに研修の機会を設けておりまして、希望する職員、あるいは該当する業務の職員をそちらのほうに向かわせているところでございます。ここについては職場外の研修ということになりますが、職場内としましても、幼児保育とか保健師など業務の明確なものについては、それぞれの仕事の内容について研修の機会を設けて、テーマを設けて研修を行っております。また、それ以外のところでも仕事内容に応じた打合せや検討会ということで業務内容のチェック等を行い、仕事の質の向上を図っています。

あと一つ、研修の手法として、日頃仕事を通じて職務の中で行われる研修、いわゆるOJTと呼ばれる職場の上司や先輩が職場の日常的な仕事を通じて仕事に必要な情報や経験等を指導する、そういった形の研修も行われていますが、これにつきましては、組織的に、系統的に組み込んだ形で実施するというにはなかなか至っておりませんで、その役職にいる者等にそういった必要性等を、研修や伝えることで各職場ごとに行ってもらっているというのが実情でございます。

呂楽町の研修の体系については、以上のような形になっております。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 計画的に、そして階層的に研修を行っているということをお聞きしまして安心はいたしました。ただ、1つ気になりますのは、やはり基本的なこと、そして専門的なこと、あるいはという中で私も経験してまいりました。それだけでは安全な仕事はできないのではないかな。基本的な内容に含めてはいらっしゃるのだと思いますけれども、やはり安全に仕事をするために、でも人間、ヒューマンエラーというとても厳しい側面、嫌な側面を持っています。ついうっかりとかありますので、1人だけが幾ら一生懸命注意しても、やっぱりそれを組織でというか、職場でお互いにモニタリングしながら、本当に安全な仕事ができているのだろうか、どこに手抜きしてないのだろうかという、ちょっと言葉は悪いですけども、やるべきことをきちんとやっているのだろうか、そしてやってはいけないことはやっていないのだろうかというようなことのお互いのモニタリングをして、初めて安全な仕事、そしてそれを提供する職場につながるのではないかなというふうに考えておりますので、そういう系統的なものと一緒に、もう一度安全な仕事をするということはどういうことなのだろうか、そこにはコミュニケーションエラーも含まれます、職場の人間関係、権威勾配というのですか、ここでは言えないわとか、いろんな人間の特徴を持っていますので、そういった特質をきちんと踏まえて、それが安全な仕事につながるようなやはり自分自身の見直し、でも自分自身だけではなくて、職場でそういうことを常に安全を思考していく、精度の高い仕事を思考するというような、そういった取組も必要ではないかなというふうに感じております。

次に、今回のこの機構改革の目的は、危機管理機能の体制を整えて、その機能を向上し、ひいては行政サービスの質の向上を目指した、こういった機構改革ではないかというふうに考えております。そういう視点で今回のこの改革、いわゆる危機管理能力の向上、体制は今整えられたというふうに思いますので、その危機管理機能の向上、ひいては行政サービスの質を向上するような、そう

いった組織改革、そうした点でこれから目指すものについて、副町長にお伺いいたします。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 非常に難しいご質問で、先ほど議員も最後のほうにおっしゃっていたようにヒューマンエラー、あるいは相互チェックというのが非常に大事だと。つまり決められているから大丈夫なのではないと、決められていることが守られているかどうかをチェックすることが大事なのだというお話がありました。それをでは機構改革の中でどう位置づけていくかというふうになりますと、今回の機構改革の中で該当するかなというふうに思われる部分といたしましては、先ほど今回の機構改革を進めるに当たっての進め方の最後にお話をいたしましたけれども、適正規模、課の適正規模と課長のリーダーシップが発揮できる組織づくりということで、そのようなものを今回の機構改革の中では議論として大事にしてきました。そして、そういうことを常に念頭に置いて取り組んできたというお話をさせていただきました。

自治体が抱えるいわゆる危機、予測すべき危機というのは、自然災害はもちろんですが、例えば公共施設で施設が老朽化をして、それがきちんと点検をされていないとか、あるいは園児や児童生徒など人の生命に関わるような部分であるとか、あとはよくある危機としては、行政手続が遅れている、あるいはうっかりして落としてしまったとかという形で、事務の誤りからハードクレームに発展をするとか、あとは職員の心身の健康であるとか、あとは職場内の関係ということでいうとハラスメントであるとかそういう問題、そしてあまり考えたくはないですけども、汚職とかそういう形、あるいは横領などというような形での不法行為、こういったものも危機としてあります。こういったものを改善していくために、やはりきちんと行動の規範が、基準が皆さんに共有されていることが大事だというふうに思います。そういう点ではマニュアルをしっかり整備して、それが確実に実行されているかどうかを点検をしていくという作業ということも必要になると思います。今回の機構改革の中では、そういう点ではダブルチェックができるような、つまり課長の目が行き届く、1人が1人の仕事を抱えて、ほかの人が誰もチェックできないという体制がないようにというようなことも重点的に取り組んできたということでございます。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 機構改革を通してきちんとチェックしていけるような、あるいはということていろいろ取り組む話をお聞きしました。そういった大きな事故につながる前のいろんな出来事、ちょっとしたこと、そうしたことをきちっと改善していく、そしてそれがやっぱり町として危機管理室として把握することが必要。そして、町としてどういったことが起こりやすいのだろうかというようなことも大切なことではないかなというふうに思っております。そういった中で一人一人の意識を高めて、そして日常業務に潜む、この先どんなリスクがあるのだろうか、これをもしやらなくなったらどうなるのだろうかというようなリスクを感知して、そのリスクを回避する、そういった環

境整備とかマニュアルの整備、そしてそれをやはり職員はマニュアルをきっちり守ってやるべきことをやっていく、その繰り返し、積み重ねではないかなと思っております。

それと、今回新たな機構として15課48係が、仕事は違うけれども足並みをそろえて、安全な仕事に取り組むにはその15課、そういった中を調整したり、そして推進機能、特に推進していくような機能が必要ではないかなと、不可欠であると考えます。課を横断的に動ける、例えば安全管理委員会とか、あるいは危機管理の専門家を交えた担当者、あるいは担当部署、そうしたものの創設も一つの方法ではないかというふうに思っております。私も医療現場で長く取り組んできまして、今は各病院、医療安全室、対策室、きちんと専門家を入れて、そしてそこで院内で起こっているいろんなヒヤリ・ハットをまとめて、そして改善をという、そういった動きをしております。

時間も迫ってきておりますけれども、最後に今回組織改革を指示し、そしてその骨子を示された町長の思いと、そして職員への期待、あるいは災害に強いまちづくりへの抱負をお伺いいたします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今回の機構改革の骨子、目的等については、それぞれ担当する副町長をはじめ課長からお答えをさせていただきましたけれども、私はこの機構改革をすることによって、やはり冒頭お話がありましたけれども、職員の数の問題ということで、さきにも予算の関係があるだろうというお話もありましたけれども、そういったことが少なくとも最小限に行われることによって、そしてこのまちづくりに当たる効果という部分が今以上に発揮されなければならないと思っております。そのためには職員の一人一人の能力はもちろんでありますけれども、専門的な知識ということが求められるわけでもあります、細分化するところもありますけれども、そのことによって専門的な知識を自ら吸収して、そして町民の皆さんへの指導が的確に行えるということにつながっていくだろうというふうに思っておりますし、何よりも町民の皆さんに、この機構改革を実施することによって町がこういうふうに変った、以前よりこういうふうによくなったというふうに言われるような業務を行っていかなければならないと思っておりますので、そういう点では、先ほど私のほうから機構改革に当たって5点ほどのお願いを申し上げました。危機管理体制を強化すること、これらもいろいろ気候温暖化によって大変な大雨被害ですとか、想像もできないようなことが起こり得るであろうということを踏まえて体制づくりもきちっとしていきたいと。あるいは町民の皆さんの健康福祉の問題についても、健康で安心して生活ができるような体制づくりもというふうな5点ほどのお願いをいたしました。それを職員からそれぞれ現場の声を反映させて、今回の15課48係ということに凝縮されたわけでもあります。若干増えてはおりますけれども、そのことによって、私は費用対効果というふうに一口に言いますが、そのことが十分発揮できる、また発揮をしていただくということを職員とともにまちづくりに努力をしていくということで思っているところでもあります。

いずれにいたしましても、大変な機構改革でもあります。当初はいろんな課題、問題等も見受けられるかもしれませんが、そのこと一つ一つを乗り越えて、そして町民の皆さんに、本当に役場が分かりやすいような、こういうふうに変ったねというようなことを思われるような機構改革ということ、また仕事に邁進していく、そんな強い思いを持って、これから令和4年4月1日からということで、昨日、課の設置条例もお認めいただきましたので、そういうことに向かって、よいまちづくりに向かって頑張っていきたいと、こんなふうに思っておりますので、またいろいろご指導いただく点多々あるかと思いますが、その節はよろしくお願いを申し上げます、このように思います。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 町長の職員への期待、その他お伺いしまして、住民の皆さんに見える形でぜひやっていけたら、住民の皆さんも、ああそうかと安心できる部分になるのかなというふうに思います。機構改革は組織のマンネリ化を防ぎ、その仕事の原点に立ち、心機一転やる気を起こさせる、そういった力を持っていると思います。職員一人一人が安全意識を高めて、そして職場と協力しながら安全な業務の遂行は、職員の満足度、職務満足度を高めるというふうに思います。そして、この安全な業務は住民の安全安心に連鎖し、町への信頼につながると思います。さらに、こういった安全とか教育にはやはりお金がかかります。これは未来へ向かっての投資だと思って、ぜひ必要な投資はお願いしたいというふうに思っております。町民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、町長のリーダーシップ、そして旗振りを期待しまして、今日の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時00分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時15分 再開〕

◇ 小 島 幸 典 議 員

○松村 潤議長 14番、小島幸典議員。

〔14番 小島幸典議員登壇〕

○14番 小島幸典議員 皆さん、こんにちは。14番、小島幸典です。私の議員の責務により、組織を持たない声なき町民の代弁者として、通告どおり一般質問を行います。

質問事項、町道の歩道及び横断歩道の整備をということで質問いたします。質問1、今現在町の老人施設及び保育園のある町道18号線の歩道を見ると、草木が歩道に、細い大きい竹なのですが、ただ伸びていて、風で倒れ、通学路を塞いでもう何か月もたっています。知ってのとおり竹

というのは枯れないで丈夫なのです。それと草が、この道は町道18号線と言われていまして、保育園、それと幼稚園等の道路で、あと老人施設もあります。この道路が、とにかく今話したように竹と草が歩道に覆いかぶさっております。自転車や商店等への買物客が道路を安心して通れない箇所が何か所もあり、約50メートルの距離でも2か所大きく歩道に覆いかぶさっている。それで、当然これは学校へ行く通学路でもあり、中学生の下校や一般社会人が買物等をするときには非常に危険な通路です。信号がないため町は交通安全のほうではどんなふうに指導しているのか。町のほうには、これは町道なので、町で私はやっぱり整備整頓、そして歩道を安心して通れるような道路にしてもらえればということで、とにかく中学生や一般の自転車に乗る人が安心して自転車が乗れるような、それでいて信号が少ないから、それで道路がカーブしているのです。そういうことで非常に交通の危険があるので、町の交通安全安心対策として、どうこれから対応をしてもらえるか。その辺を町の係の交通安全対策のほうでは道路の整備ということを、これからどういうふうに考えていますか、ひとつお答え願いたいと思います。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

議員ご指摘の場所の雑木、雑草につきましては、私有地から道路にはみ出た雑草、雑木かと思われます。道路上に私有地等から雑木や雑草などがはみ出していると歩行者や自転車の通行に支障を来すほか、道路標識や道路標示等が見えにくくなり、交通事故の原因となります。しかしながら、雑木や雑草等は、たとえ雑木、雑草等であっても財産でございまして、管理責任はその所有者にございます。このことは民法第233条にも規定されておりますが、原則として所有者以外の方が雑木の伐採や雑草の駆除をすることはできません。台風等の影響による倒木等により著しく交通を妨げている場合を除いて、町であっても同様で、たとえ近隣の方からの苦情であっても、私有地に生えている雑草等を除去することはできず、土地所有者の責任において雑草等の処理をしていただかなければなりません。しかしながら、近年は地主が遠方に居住している、未相続、土地所有者の高齢化など様々な理由により、住民からの雑木、雑草等の苦情は後を絶ちません。担当といたしましても、雑草等の現況を確認をして、所有者等に連絡をして処理をお願いしております。すぐに対応してくれる所有者もいれば、中には処理をしていただけない場合もございますが、そういった場合でも引き続き処理をお願いしてまいります。

また、交通安全面の心配だけでなく、土地の管理が行き届かないと、どうしてもごみのごみを呼んでしまい、不法投棄をされてしまいますので、不法投棄がされないように、交通安全面も含めて土地の管理を適切に行っていただき、トラブルを未然に防ぐよう努めていただけるように、土地所有者等へ広報紙やホームページを通じて周知を図っていきたいと考えております。

また、今はコロナ禍のため実施されていませんが、行政区の道路愛護、環境美化運動等において、

所有者の承諾を得て処理しているケースもございます。

なお、議員ご指摘の雑草につきましては現況を確認し、所有者に連絡済みでございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 ありがとうございます。所有者に連絡をして、それで子供たち、またお年寄りが安心して通路というのですか、用事を済ませることができればということですが、現時点ではまだ歩道は倒れた草で覆われていて、歩くこと、自転車で通ることはできない、昨日の時点まではそんな状態です。それで、今所有者に連絡、通知等をしたということですが、どんなふうな回答が得られていますか。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

回答といいますか、昨日その土地の所有者、あそこは何人かに所有が分かれているものですが、そのうちの1名から頼まれたという業者の方が見えて、現場等を確認していったという状況でございます。

以上です。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 土地の所有者とそういういろいろ交渉するというか、話し合いをするということとは非常に大変な労力と神経を使うと思います。でも、やはりあつという間に草というのは、竹というのは伸びます。だから、歩道を塞いでしまうぐらいの広さ、大きさ、要するに大きいものが倒れるから塞いでしまうのですから。そうすると、あの塞いだ状態を見ますと、とてもではないが普通の大人でも、学生でもあの上は通れないのです。そして、信号が少ないから雷電様の橋のほうからこちらの保育園のところの信号までの距離というのはすごく曲がっていて、それでみんな朝忙しいから、通勤ですから、スピード出していきます。それと保育園に送り迎えする車もあるわけです。そういうことを考えますと、ある意味では6か月とか7か月、そのまま所有者が処理をしなかった場合は、やっぱり町がやるべきだと思うのです、町道なのです。そうではないと事故を起こしてからでは大変なことなのです。亡くなった子は帰りません。私は2人子供亡くしていますが、帰ってこないです。だから、保育園、幼稚園へ行くと元気に育ってよと。あそこは保育園があります。そういうことを考えた場合に、もし話して話が續かないというか、通知を出しただけなのですか、それとも行ってちゃんと面談して理由を話してお願いしたのでしょうか。その辺はどんなふうな指導というか交渉をしていますか。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように土地の所有者、土地の筆が何筆かに分かれております。所有者もちょっと細かい数字は覚えていないのですが、数名に分かれておりますので、住所等も全部は覚えていないのですけれども、遠方だったために通知での対応となっております。

以上でございます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 多分初めてのことだと思うのです。そういう流れの中でいろいろそういう対象者というのですか、相手の人に話しするというのは大変なことなのではございますけれども、これは通知で出したのですか、それとも在宅に訪問したのでしょうか。できるだけ訪問して、事故でも起きたときは大変ですよ。そういうことで、やはり町なのですから、その地区に交通指導員等、またいろいろ区長とか役をやっている人がいます。そういうことで直接お話を、その地区の人たちとかそういう会話は交渉はしてあるのでしょうか。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

通知によって対象者のほうには連絡をしてあります。今回の事例ではないのですが、近くの方だったり、そういったケースの場合には直接出向いて、雑草の処理等をお願いすることも多々ございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 これは何回も言いますが、交通事故が起きたり、あそこは保育園があって老人施設があって、すごく朝は通りが多いのです。そういう流れの中で、町長にも私の一般質問のこの通告が行っていると思うのですが、町長のほうはどのような対応をしてくれましたでしょうか。そうではないと、事故が起きてからでは間に合わないのです。であれば、町のお金を使ってもあそこの草というか、歩道を塞いでいるあれを処理できるのではないですか。大きなものではないのだから。ただ、今話したように歩道を塞がれてしまっているのですから、それも1か所ではないです。2か所大きなのがあります。そういうことを考えたら、もっと人身、人の命を大事にする、そういうことからまずは考えて直接交渉して、駄目であれば一筆もらうとか、町で整理しますよとか、そういう交渉が必要ではないですか。人の命が大事ですよ、特に子供。あそこは通学路ですから。そういうことを考えたらやっぱりもっと積極的に、それでやってくれと言われたらボランティアとして私だって手伝います。そういうやっぱり前向きな姿勢を、町長は直接その対象者と、今課長が通知出したと言うけれども、地主に会っていますか、行っていますか。その辺の政治力とか、私はやっぱり望みますけれども、町長はどう思いますか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 私は、担当課長がお答えしたそのとおりだというふうに思っております。これは、その雑草が生えている原因は所有者だということを申し上げました。それが町道に覆いかぶさっている、したがって町の責任であるということに、それをもし実施した場合、それ以外にもそういう状況があったときには全てやらなくてはならないというふうに思うわけです。それよりも、先ほど課長が詳しく説明をいたしました。民法上の第233条にも規定されているのですと。そういうことをやはりきちっとやっていただいて、それがまず最初ではないかなというふうに思っております。もし事故があって大変なことがあった場合という想定の話ということでのやり取りというのは、非常にこれはどうお答えしていいか分かりませんので、想定に対してのお答えはちょっと控えさせていただきますけれども、やはりそういった原因者に責任を持ってやっていただくということがまず最初の段階ではないかなと、こんなふうに私は考えております。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 これは町道なのです。町道の歩道、要するに学校へ通学する、また会社に通勤する、そういう生活で使っている町道を町は何で何もできないのですか。行って保証をもらえばいいではないですか。ボランティアにちゃんと整理させますから、これは町道の中の歩道ですよ、そういう交渉を私はしてもらいたいと思うのです。遠くに地主がいて、町道に作物なり、食べるものではないけれども、そういう歩道を要するに妨害しているわけですから、そういう交通の規約、また人を大事にする規約、これは当然町がいろいろ法律の中でやっぱり処理して、町長と副町長とまた担当課長が行って、では町で処理しますよと、そういう交渉をしたほうが私はいいと思うのです。現時点だって今はあれは危ないです。歩道からちょっと離れてお年寄りが車でごろごろと出た場合に、後ろから来た車どうするのですか。事故が起きてからでは間に合わないのです。だから、これは人のために何ができるか、そういうことをみんなでこれからやっぱり考えなくてはならないと思うのです。その辺やっぱり人を育てるといえるか教育するといえるか、そういうことを考えた場合に、教育長はどうお考えでしょうか。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 小島議員の子供たちを思う温かいご意見、ありがとうございます。その場所につきましては私も見に行ったのですけれども、小学生がどれぐらいそこを通るのかなということで考えたときに、鶉の子たちは場所が違うかなと、何人かだと思えます。道の南側は随分歩道がきちっと整備されておりますので、小学生は右、左の通行関係なくそちらを通るのかなと。問題は中学生ですけれども、中学生だと鶉の子たちはそこを通るのかなと思えます。朝は左通行ですから南側を通る、帰りは北側を通るということで、多分議員が言っているのは北側のことなのかなと思えます。

けれども、ご意見は非常によろしいかなと思うのですが、子供たちはルールをしっかり守ってやっております。安全にこしたことはありませんので、きれいな町道になってくれればいいかなとは思っております。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 教育長の答弁、本当にありがとうございます。私も実は中学生の登校は少なく見えています。ただし、帰っていくときには何人もあそこの道路を、4人、5人で恐らく学校のクラブ活動が終わったときに帰るのだから、年齢は聞かないけれども、とにかく帰るときにはあそこ2台、3台、みんな中学生が鶏方面とか帰っていくのだと思います。そこを通るときに、あそこの今話した、知ってのとおり竹だとか草が生えているところ、あそこはみんなよけて通ります。だから、危ないなと思うからこうやって一般質問しているのです。地主がやらないから、誰かがやらなくてはならないかといったらやっぱり町、または地域の人たちとの話し合い、それが大事だと思うのです。でも、最終的には町道ですから町の責任です。これは副町長、どう思いますか。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 議員がおっしゃられた、これからみんなで考えていかななくてはならないということについては、私も全くそのとおりだと思います。と申しますのは、先ほど担当課長のほうから民法の規定について説明があったわけですが、この中で規定されているのは、他人の立木や雑草によって自分の敷地が侵されている場合は、民法の規定では切除を要求できるということしか規定されておられません。根っこの場合は切ってもいいと、勝手に切ってしまうといいということですが、地上に侵入してきたものについては勝手に切れない。過去の法律的な判例で言うと、どうしたらできるかという、裁判を提起して強制執行ができるように、勝訴をした上で初めて勝手に切除することができるという規定になっています。これは、議員がおっしゃるように、本当にそれでいいのかと、実際に通学路等で子供たちの安全が侵されているのにそういう規定でいいのかという議論は成り立つと思います。したがって、今後はそういった場合に、行政が何らかの形で強制力が発揮できるような法体系をつくっていく必要がある。そのことは国民みんなで議論をして、国のほうにもお願いをして法律の改正を求めていくということがまずないと、現時点で勝手に切ってしまうというのは、大変申し訳ありませんが、できないという状況になっているということでございます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 法的には人の行動を阻止する、要するに邪魔しているということが認められている、認められているというか、罰則を与えられないというような、私、今解釈したのですけれども、でも地主が分かればそこへ行って、町で整理していいですかとか、そういう交渉してもらいたいと思うのですけれども、その辺の交渉のそういう方法とかなんとか、どのように町長は思いますか。

だって、危険なところを町がやらなければ誰がやるのですか、悪いと言われれば。やっぱり交渉して、お金がたくさん、野菜だとか今できているそういうカボチャとかがたくさんあって、それが売れるのならいいけれども、ただ雑草と竹の細いのが歩道に倒れていて、それを町で片づけてもいいですかと、そういう交渉だってできると思うのです。委任状を書けば私が行ってやってもいいです。だって、人がけがしたり病院に入院してしまったり、それが原因になったときは大変なことなのです。先ほどの話で老人施設があって、こっちは保育園があって、あそこは学校通りだから、鶉からの今言ったように中学生があそこを帰りに自転車で通っているのを何回も見ています。だから、事故が起きてからでは間に合わないのです。だから、その前にみんなが力を合わせて、そして地主に言えば、地主だって歩道に出ている草ですから、取っては悪いと言う、そういう権利はないと思います。そういうことが起こる前にみんなで考えて、みんなでとにかく人のために何ができるかということを考えましょうよ。その辺どうですか、総務課長。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えします。

まず、今回の件につきましては、担当課のほうで土地所有者に道路に出ている木、草等を切っほしいと、切るようにということで連絡をしているということです。その中で、一部の方からは既にそのための業者の人に頼んでいるので場所を教してほしいということで進んでいる状況です。当然その中で全てのところが撤去できれば、それが一番いいのだと思います。所有者が自分の責任でやると。今回はそういう方向には進んでいる最中ですので、まだ実際の作業はされていないということですけれども。また、そういう中で最終的に応じてもらえず、再三の町からの要請、命令等についても応じてもらえないというふうになった場合に、本人の承諾を得て町が代わりにやるのかどうか、その場合には町の税金を使うこととなりますので、ほかの交通安全対策やほかの事業等との兼ね合い、どちらに優先して予算を振り分けるのかということも検討した上で、その辺は行う必要があるのではないかなと思います。

また、事故が起きてはということですが、この一番に対応するのは、子供も含めて自動車を運転している人たちになります。道路上に危険があればそれを回避すると、事故が起これないように安全運転を行うというのが交通安全の基本になりますので、そういうようなことを、これは安全教育とかそういう中でしてもらおうと。当然見通しが悪い、障害物が出ていると思ったら、車を運転している人はそこでスピードを緩めるとか、1度止まるとか、それが交通ルールになっていますので、事故を起こさないためにはそちらのほうも重要だというふうに思います。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 丁寧な一応説明を受けたわけですが、とにかく人がけがをしたり、それである世へ旅立ったりしてからでは遅いのです。そういう流れの中で、今交渉、持ち主と交渉し

ていますよということを本当にありがたく思います。そういう交渉の中で、本当に知ってのとおり学生が自転車であそこ通れないでしょう。それで、ぼんと出たから、では後ろから例えば道路を運転してきた運転手がみんな悪いかと。悪い、いいの問題ではなくて、けがをしたり、あの世へ旅立ったり、要するに死人が出たりするということは大変なことなのです。だから、その前に私たちみんなで何ができるかなと。だから、交通安全協会とか、そういう交通に関する人たちが邑楽町にいれば長いわけですね。では、小島、何やったのかと、私も9年間交通指導員をやらせていただきました。そういう流れの中で、本当に子供がけがしたり入院したりするということは大変なことなのです。だから、それが起こる前に我々が何をできるかと。やってくれていますよね、本当にありがとうございます。

そういう流れの中で、今は少子高齢化、子供が少なくて大人が多くなってきているのですけれども、ああいう道路のそういう竹だとか何とか切る力も、ある意味ではなくなってきていると思うのです。その場合に私たち、または町、そういう人たちが安全のためにやってもいいよと。地主ができれば、そういう交渉の約束事をもらってほしいのです。そうすれば私やります、私たちの仲間が。そうして、子供たちがそれを見ていけば、これがまた勉強になるのです。邑楽町が頑張ってくれたのだとか、またその地主も、口には出さなくてもし拒否した場合は、心の中に後々芽が出ると思うのです。だから、そういうことをみんなで人に対して優しく、とにかくできるとき、どんな人にも優しく行動、労働をするのが私たち議員、または町の仕事をやっている皆さんだと思うのです。そういうことで、私はこういう大きな声を出して話しているのです。だから、経験は宝物といって、私は先ほど話したように、これは病気だったけれども、経験、町長知っていると思うのですけれども、ツベルクリン打ったのが白血病になってしまって、それで亡くしているから、10か月と10日もある病院でずっと治療したけれども治りませんでした。だけれども、今度は交通事故だとあっという間に旅立ってしまうのです。それで、今度は事故を起こした人だって子供が見れば、子供が例えばそういう事故を起こせば、事故を起こした人が今度子供を見ると思い出して心の傷ができます。そういうことを考えれば、それがいいようにいい方法、そういういい方法を思い出にみんなで作って、いい町をつくっていくのではないかなと思うのです。だから、そういうことを考えた場合に、本当に交渉してくれた町の職員の人には感謝をするということで。

これが3日か5日たったらこのようなことでいいですかと、その辺の交渉は頭にあるのですか。ちょっとそれを教えてください。次の段階の交渉。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

通知を発送しまして処理されないケースも今まで多々ございました。また、そういったケースも引き続き通知等々でお願いをしている状況ですが、それと同じように通知なり連絡を取れる方法で

対応を引き続きやっていければと考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 課長から回答をもらい、本当にありがとうございます。ただ、ちょっと今私が思ったのは、通知ではなくて、訪問してちゃんと事情を説明して、相手の何で処理ができないのか、やっぱり理由もちょっと聞くことによってすごく勉強になると思うのです。その辺の通知ではなくて訪問して話し合うという気持ちはどうでしょうか。町長でも副町長でもいいですから。課長だと上の人の顔色見なくてはならないので、何で行ったのだなんて言われたら困るわけだから。その辺、三役のうちのやっぱり偉い人がちょっと話してください。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 議員おっしゃるとおり、通知だけですと見なかったとかということも含めて、意思が伝わっているかどうか、非常に微妙な部分もあると思います。せっかく議員のほうからも地主の了解が得られればボランティアとしてその除去もやってもいいというようなご提案もございましたので、例えば電話とかそういった方法も含めて、地主と直接お話ができる機会があれば、こういう地元からのご提案もあるというような紹介をすれば、恐らく、では切っていいよというような回答もあるかなと思います。そういった様々な手段を使って連絡を取っていくということは可能かと思えます。ただ、全ての事例について、必ず職員が訪問して対応していくということになると、これは人員の問題もありますので、お約束はできないということについてはご承知おきいただければと思います。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 ありがとうございます。とにかくやっぱり地主に切って処理してもいいか悪いか、その辺を、まずは、でも人に迷惑かけてしまっているから処理してくださいよと、順番的にはやっぱり持ち主に話をして、どうしてもできないのであれば、これはいろいろ私たちのグループがありますから、ボランティアで、それはちゃんと確認をしてもらわないと。あと、町の道路を一時的に、要するに通れなくなってしまうと、あそこで私たちが例えば仕事している場合。自転車が来てもやっぱりよけなくてはならない。その辺のあれを見ると、2か所ちゃんと草と竹が覆いかぶさっていて歩道が通れないです。そういうことを考えれば、でもやっぱり町民のために、やっぱり人のために、事故が起きなければいいので、起きたら大変なことなのです。そういうことをやはりみんなで考えて、いい町にしていくのには本当にみんなで手を握って、それで人のために何ができるかな、そしてまた自分がやったことに関して満足ができるかなと、そういうことが、やはりもう成人、我々の年齢になったらみんなでいい町をつくるために頑張ろうではないですか。その辺、最後に町長の意見を私は聞きます。町長、どうぞ。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 これは、等しく町民の皆さんも私たちも、今以上によい町をつくっていこうということで、議員の皆さんにもご協力をいただいて事業執行をしているところでもありますから、これは行う執行側のほうとしては、先んじて取り組んでいくということについては、これはそのとおりに実施をしていくということで考えております。議員のいろいろなご質問を伺って、皆さんと、みんなでということは、これはそのとおりにというふうに思っております。しかし、担当する課長のほうでは、できる限りの状況で手配をしているということもありますし、総務課長のほうからは、そのことについて今よりも具体的な形で交通安全の問題やいろいろな申し上げました。その辺も十分お聞きをいただいて、そういった事故だとかそういうことがないように、これは私たちが取り組んでいくということについてはそのとおりに頑張りたいと、このように思っています。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 町長から意見をもらいましたけれども、そうするとこれは地主にはちゃんと話をして、処理の方法は回答をもらう、そういう手続をしてあるのですか。そしてまた、回答はいつ頃もらえるか、その辺の分かっている範囲内で教えてください。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 これは、先ほど安全安心課長のほうから回答があったとおりでございます。今ご連絡をして状況を見ている段階で、しばらく様子を見て、事情が変わらないようであれば次の手を考えると、次の行動に出るといようなことで回答したとおりでということをご理解いただければと思います。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 ちょっと今副町長が言われたように、回答が地主のほうから来るのですか、それともこちらから行って、先ほど話したように、自分でできますかできませんかとか、その辺の方向性はいつ頃分かるのですか。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

確認といいますか、こちらからはこうしてほしいということをご投げかけておりますので、それに応じて所有者のほうの回答を待っている状況でございます。1名ではございますが、相談もございましたので、このまま状況を、推移を見守りながら次の対策等々も考えていければと思っております。

以上でございます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 どうもありがとうございます。相手があることだから、はい、そうですかとなかなか人によっては回答がもらえないと思うのですけれども、もし町に任せますよとか、そういう話の流れでいった場合は、私のほうに話してもらえれば、私のそういう仲間というのですか、ボランティアの団体があるので、そこへ話してもらえれば何とか、町の許可ももらわなくてはならないけれども、町の要するに横断歩道を2時間も、2か所あるのですから、3時間もちょっと通れなくなってしまうかもしれませんし、だからそういうことで、ちょっと地主のほうから回答があったらできるだけ早く、またできるだけ穏便に相手の地主にも温かい気持ちで接してもらえればと思いますので、ひとつその辺はよろしくお願いします。

すみません。ちょっといろいろトラブルを起こしてしまって。第2問に移らせてもらいますけれども、町の交通安全対策ということでちょっと質問させていただきます。これは交通安全対策ということなので、東北地方のある県では、中学3年生になると町の交通指導員とともに、交通安全週間とまた巡回等と一緒に、中学3年生が交通指導員とともに交通安全週間中は交差点、横断歩道で共に下級生に交通ルールを指導していたというのを研修で一度行ったことがあります。そういう中で、今先ほどの質問の中にもありましたように、今すごく朝夕の交通ラッシュが多いです。そういうことをやっぱり踏まえて、東北地方のある県での中学3年生のそういう交通ルールをみんなで考えようよというようなことを、研修で私たちは行ってきました。町長も行ったと思いますけれども。そういう流れの中で、邑楽町では中学3年生、要は中学生にどのような社会参加をしてもらっているか、ちょっとその辺を教えてもらいたいと思っているのですけれども、三役、町長でも副町長でも教育長でもいいですから、その辺を、今、邑楽町の中学生の交通指導はどうなっているかということをお教えください。

○松村 潤議長 小島議員に申し上げます。マスクの着用をお願いいたします。

○14番 小島幸典議員 はい、すみません。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 邑楽町の中学生の交通指導ということですが、邑楽町の中学生はほとんど全員自転車で通学しております。自転車につきましては、4月当初、安全な乗り方ということで指導はしているのですけれども、議員がおっしゃる小学生につきましては、その関わりがほとんどないというのが現状かなと思います。中学生が中学生を指導するというのもなきにしもあらずですけれども、というのは、やまびこ運動とかということで、本部役員の人たちが自転車で来る生徒を迎え入れるというようなことをやっております。交通ルールにつきましては、その都度学校の指導があるということでやっておりますけれども、事故が起きないのが一番の前提ですので、それについてはしっかり指導していきたいかなというふうに思っております。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 ありがとうございます。東北のほうでは中学3年生が代わりばんこ、やはり社会に参加するというような形も含めて、そして自分たちも要するに交通ルールを守るために、中学3年生ですから、中学3年生が大体当番で大人と一緒に小学生の登校、下校を見るというようなことをやっているのです。それなので、邑楽町はどうかということでも私聞いたのですけれども、今教育長が話したように学校で教えているということなのですから、その辺、安全週間とか巡回とかの期間中はどうなっているのでしょうか。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 安全期間中の交通安全指導ですけれども、これにつきましては、校長の朝礼のご挨拶の中にも入っていると思いますが、各担任からの期間中よく気をつけろということで、意識づけはしていると思います。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 ありがとうございます。やはり毎日毎日が、私もそうですけれども、人を見ることによって勉強になると思います。そしてまたなっています。そういう流れの中で交通安全が始まった場合、中学3年生は要するに学生で一番上ですよ。そういう人たちが小学生、または自分の同級生、下級生を端から見ると、脇から見ると、そしてそういう人のためにボランティアというか、自分の心も成長させるためには周りの人のこういう協力も必要ですけれども、やはり経験は宝物ということがありますが、本当に横断歩道に立って、それで手を上げて通っていく、渡っていく、そういうやっぱり下級生がいると自分もそれに今度は見習うというか、心の中に植え付けられると思うのです。そういうことを考えれば、みんな毎日毎日が人からいろいろ教えられる、また自分を磨くということで大事だと思うのです。だから、そういうことで、これからはひとつみんなで、とにかく人のために何ができるかというやっぱりボランティア、交通指導員、民生委員、そういう各地区の区長、そういうことをやっぱりみんなでできるだけ話し合う機会が生まれればと思うのですけれども、その辺、町のやっぱり中心である町長のそういうこれからの町の行政をどうしていくか、ひとつ夢を語ってもらいたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 昔から、まちづくり、国づくりは人づくりから始まるということがあります。議員がおっしゃられるように、その地域を守り育てていくということは、やはり人々が同じ共鳴を、感銘を受けて進めていくものだろうと、こんなふうに思っております。したがって、邑楽町のまちづくりについては、議員の皆さんをはじめ町民の皆さんの協力をいただきながら、今以上に立派な町になるように職員一同頑張ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 本当に今日の議会での町長、副町長、総務課長、それと教育長、みんないろいろ一生懸命勉強させていただきまして本当にありがとうございます。今日はこれで一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 3時14分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時30分 再開〕

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○松村 潤議長 7番、松島茂喜議員。

〔7番 松島茂喜議員登壇〕

○7番 松島茂喜議員 7番、松島でございます。これより一般質問をさせていただきますが、東京オリンピック・パラリンピック、コロナ禍でありましたが無事終了したということで、やはりいろいろと問題はあったようでございますが、頑張っている選手の姿を見てやはり私たちも勇気づけられた、そういった一面もあったのかなというふうに思います。邑楽町におきましてもトンガ王国とホストタウン契約をしたということで、事業を幾つか用意はしていましたが、中止になった部分もございました。多少残念ではあったのですが、先月号の広報おうらだったと思いますが、「プレミアムなアイテムをあなたに」という、ちょっと目を引く欄がありまして、私も今日つけさせていただいたのですけれども、このバッジです。記念バッジというのでしょうか、これを販売するということが載っておりましたので、今日は所管の商工振興課長の小林課長も暑い中わざわざ上着を着ていただいて、わざわざつけていただいたということで。打合せどおりなののですけれども。私もちょっと興味がありましたので、お伺いして購入させていただいたのですが、400個ぐらい作ったらしいのですけれども、残り僅かということなので、これは大変だということで、2つ、3つ買ったのですが、なぜか領収書が帯つきで束になってまだ随分あったようにも見えたのですけれども、残ってしまうと、心優しい町長、また責任感の強い町長がそれを買取るといふ、そういううわさもありますので、非常に負担がかかってしまうということですから、まだ購入されていない議員、職員いらっしゃったら、商工振興課の窓口にお越しいただいて、ぜひ購入をしていただきたいと、このようにお願いをしたいと思います。

早速ではありますけれども、気を取り直して質問に入ります。今回の私の質問は、土砂条例違反についてということなのですが、今年の7月3日に静岡県熱海市で土石流の大きな災害が発生いたしました。やはり違法な、これは盛土によって起こったのではないかとということで、様々な裁判

が起こされたり、多くの死者を出したものですから、大きなニュースとして取り上げられております。当然この邑楽町の住民の方からも、その災害を受けて私のところにも、邑楽町は大丈夫なのかというような心配の声をいただいておったところなのですが、そういった矢先、9月1日付の上毛新聞の記事に、邑楽町ではその土砂条例の違反が7件あって、そのうちの6件が70代の現職町議が関与というようなちょっとショッキングな記事が掲載されておりました。その記事を受けて、またさらに私のところにも町民の方々から、また町外からも、これはどうなっているのだと、事実解明をしっかりと公的な場でしてほしいと、そういった声が寄せられております。そういったことに基づいて一つ一つひもといていって、事実をここでしっかりと公表していただきたい、このように考えておりますので、順次それに従って質問させていただきたいと思っております。

まずは、現状についてですが、この土砂条例、通称そう呼んでおるのですが、正式には邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例ということで、平成15年7月に施行がされました。この条例施行後、この条例に違反をする違反事例、これはあるのかなのか。あるということで新聞報道はされていましたが、その違反件数、それから違反のその内容、それから違反者の数、またその内訳等について、まずは課長のほうから答弁をいただきたいと思っております。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について、許可を受けずに土砂等による埋立て、盛土、堆積等の事業を行った事例は7件、2事業者を把握してございます。2事業者の内訳としましては、6件と1件でございます。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 やはり新聞の報道にあったとおりなのかなと。7件あって6件が1業者、それからもう1件が1業者と、そういった内訳になろうかと思うのですが、こういった違反が繰り返されてきたことについては、いろいろな要因が考えられるわけでありましてけれども、この違反事例によって住民の方々から苦情等、私はいただいておりますけれども、行政としてそういった苦情等はいただいておりますのでしょうか。その件数とか内容とか簡略で結構ですから、あればお答えをいただきたいと思っております。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

苦情に関しましては複数件ございます。その内容ですけれども、そのほとんどが安全性と景観に関するものでございます。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 当然において、その安全性や景観について苦情があったということなのですが、それはいわば町民の方々、周辺住民中心にこれは非常に不利益を被っていると、そういうことです。違反行為によって。しかし、その違反行為をした業者のほうは、何らかのやはり利益を得ているということになるかと思うのです。ですから、私、ここで確認させていただきたいのは、この違反行為によってもたらされた業者の利益、それから町民の方々の不利益、これについては町長、どうお考えなのでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 まず、業者の利益ということを申し上げますと、この条例を守らないことによって得られる業者の利益はない。すなわち業者のためになることはないというふうに思っておりますし、また不利益の分については、これは土壌の汚染と災害発生を防止するための目的が達せられないわけでもありますので、住民の皆さんの安全で良好な生活環境を保つことができなくなっているというふうに私自身は認識をいたしております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ちょっと私の質問の内容をしっかりと把握していただきたいのですが、限られた時間の中でやっているのでもう1回で答えていただきたいのです。今、町長は業者の受けた利益はないとおっしゃったのですが、あるのではないですか。業者が受けた利益です。違反業者が違反行為によって受けたその利益というのは、町民が受けた利益ではないです、業者自身が違反行為によって何らかの利益を得ているだろうということを私は聞いているのです。例えば申請の部分だったりですとか、その申請に関わる手続だったりとか、実際に明らかになっていることだけで結構ですから、お答えをいただきたいと思います。時間がないのでお願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 私は、条例を守らないということについて業者の利益はないというふうに申し上げましたが、あえて今議員のほうからのご質問の中で、そうではなくて具体的なというお話になれば、これは申請をしない場合、1件について3万円の手数料がかかるわけでもありますから、それからまた土砂等の分析をする場合には、それ相当の費用がかかるということになりますから、そのことを含めれば利益ということに置き換えることもできると、そのようにお答えします。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 もう一回課長に確認しますが、この違反事例7件あるとおっしゃいましたけれども、その違反事例に関しては全て無許可ということでもよろしいのですか、許可の申請をしてい

ないと。そういった条例違反だと。条例の違反の内容についてはそういったことでよろしかったのですか、そのちょっと確認をもう一回だけ、すみません。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えします。

違反内容ですけれども、無許可といいますか、無申請、無許可ということで間違いございません。以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、お聞きになったと思うのですが、全て無申請、無許可ということですから、当然町に対して許可申請していない、許可を取るその申請手続きにかかる費用、手数料として3万円、これ条例に明記されています。それ以外にやはり土質の調査、そういったものも必要になってくるかと思しますので、当然そういった専門の業者に対して土質の調査をしていただく、その盛土をする土の、そういった手続も必要かということになって、その違反件数が7件あるということですから、相当これは金額にしたら大きな金額になるのかなと。そういったことも全て支払いをしていないと。許可取っていないですから当然ですけれども。こういった件数、その違反の件数やその違反の内容に照らしてみても、これ非常に悪質であるという私は認識を持っているのですけれども、町長はどうなのでしょう、悪質だと思っているのか大したことないと思っているのか、その辺について見解をお伺いしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 平成26年3月に町において最初に認知したわけでもありますがけれども、その認知から今日に至るまで許可申請の手続、それから原状回復の命令書を送付、指導してきたにもかかわらず遵守されていないということについては非常に遺憾であると、このように思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 遺憾であるという今言い方、おっしゃいましたけれども、悪質であるという認識を私は持っているかないのかとお伺いをしました。違う言葉で今表現されましたけれども、今の遺憾であるというご発言は、悪質であると置き換えて私は理解してよろしいのでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 そのようにご理解して結構です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 それでは、改めてまたここで確認をします。今町長のご発言の中に、平成26年3月に町が初めて認知して、それから何度も命令書の発送等を行ってきたということだったのです

が、新聞の記事の中にも多少触れられておりましたが、この詳細について課長のほうから、いつこの命令書を最初に発送し、そして何回それを発送しているのか、その発送した命令書の種類というのか、どんな命令書なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

当該条例の許可を受けずに土砂等による埋立て、盛土、堆積等の事業を行ってまいりましたので、当該条例第7条の許可申請の手続をすることと事業の中止、原状回復などの命令書を作成し、文書により措置命令をいたしました。なお、文書による措置命令は、平成26年6月9日から平成28年1月26日の間に計17回発送いたしました。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 17回ということですね。これはかなりの回数に及ぶのかなというふうに思います。ところが、現状はそれだけ出しても、その違反をして盛土をしたその現場というのが何ら変化はないということになっておりますし、当然刑事罰がこの条例では科せられているということになっておりますが、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということで、無許可で事業を行った者に対してはそういった刑事罰が科せられているということであります。ただ、この刑事罰に関しては3年という時効があるというふうに伺っておりますが、今までの経過からすると、平成26年3月に町が認知したということですから、平成29年3月で時効が成立のかなというふうに私は思うのですけれども、この時効に関して、町長はその命令書を発送した時点でその時効があるということを知っていたのでしょうか知らなかったのでしょうか、どちらなのでしょう。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 時効があるということについては認識しておりませんでしたけれども……

〔「おりません」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 時効があるということについては認識をしておりましたが、年数が3年ということについては、いわゆる刑事訴訟法の第250条の部分に該当するかなと思いますけれども、その部分については、大変申し訳ありません、承知をいたしておりませんでした。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町の条例というのは町のルールです。そのルールの中身を町長が知らないというのは非常にこれはまずいですね。知らない間に時効を迎えてしまったのですか。そういうことになりますけれども、いかがなのでしょう。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 刑事訴訟法の中では第250条でそれがきちっと明記をされております。しかし、行政法の中ではその時効ということについては明記されておりませんので、そういうことを考えると時効はないというふうに認識をいたしております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 私は、行政法や行政処分のことについて聞いているのではないのです。あくまでも刑事訴訟法に関する部分だけ。時効があるということは知っていたけれども、3年ということとは知らなかったとおっしゃったので、それではその3年ということを知らない間に時効を迎えてしまったのですかと私はお伺いをしました。行政処分、すなわち命令書の発送だとか、そういうことに関しては、時効はないという認識は私もありますし、もちろん法的にそのとおりだと思います。私はその部分をお伺いしているのではないのです。時間の無駄ですので、聞かれたことだけ教えてください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 大変失礼をいたしました。行政法の関係については取消しをさせていただいて、刑事訴訟法についてはお答えをしたとおりでございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 残念です。それで時効を迎えてしまった、7件とも全てです。全て時効を迎えた。要するに刑事罰を与えられなかったということですね。これだけの違反件数を、違反をしておきながらその業者に対して刑事訴訟法に適用した刑事罰が与えられずに終わってしまった。現状も一つも改善されていないという状況がもう何年も続いているということですね。数年続いているわけです。ちょっと話の中にもありましたけれども、その行政罰というか行政処分、その部分については命令書をこれだけ、17回発送しておりますが、それには時効がないので、今現在でもその命令書に関しては生きています。時効がないわけですから、そういった解釈でよろしいのでしょうか。そこは法律の専門家等にももちろんご相談されて、その辺の答えも用意してあると思いますけれども、どうしましょう、課長にお伺いしますか。では、課長、よろしく願います。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

町の顧問弁護士に行政処分の時効の有無について相談したところ、行政処分には時効がないことを確認しております。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今課長が説明した内容は、先ほど私が申し上げた内容と同じかと。また、町長の認識も同じということですね。となりますと、先ほど刑事罰の部分に関しては残念ながら時効を迎えてしまいましたが、それははっきり言って行政側の町長の怠慢です。だって、これだけの件数を重ねていながら、何で全てが時効を迎えてしまうのですか。何らかの方法があったでしょうに。普通は刑事告発、そういったものに踏み切るわけです。そういったこともせず、一回もしていません。それで時効を迎えているわけですから。これはやはり順序よく手続を取っていない、また条例自体を熟知していない、それに基づいてしっかりとした手続を取っていない結果であると思います。もちろん違反を重ねた方がそれは一番悪いです。ただ、それだけの件数を重ねるまでに、やはり行政として何らかの措置が、また手続ができたのではないかと私は思うのです。

そこをひもといていきますが、行政罰、行政処分部分については時効がないということです。となりますと、この条例に書いてある第18条のところですが、ここはこの違反事実を、やはり町民の安全性に問題があったりですとか、もちろん施工基準、そういったものに違反した場合、また命令に従わない場合、その違反事実を公表することができるというふうな第18条にはなっております。その公表の方法も、規則のほうには広報おうら、またはその他の方法によりということになっております。この公表するしない、それは町長のもちろん裁量に委ねられているわけですが、今回の7件の事例に照らして、ここの第18条の部分の法的に適用されるかどうか、この辺の確認も恐らく町側はされているのかと思うのですけれども、まずはその辺についての確認を私はしたいというふうに思います。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

この違反行為の町長の許可を受けていない者に対しては、条例第14条に規定する「施工基準に違反して事業を施工した事業主等に対して、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他必要な措置を命ずることができる」とございますので、これを命じて、この命令に従わない場合には、第18条の違反事実の公表が適用されます。条例第14条の施工基準に違反していることにつきましては、現状の高く堆積された状況は施工基準の2.5メートルを超えていることが明らかであり、また条例第18条の違反事実の公表に基づく措置は土壌の汚染、または災害の防止のため必要があると認めるときはその事実を公表することができることとなっております。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ということです、町長。条例でもその公表はできるということで、法的にもそういう解釈ができるということです。何で公表していないのでしょうか。これだけ件数を重ねながら、また悪質だという認識がありながら公表しないというのは何か公表しない理由があるのかと

思うのですけれども、その理由についてお伺いをします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 まず、第18条の件を申し上げる前に、先ほど議員のほうから、時効前に刑事告発なり何らかの措置を講ずるべきではなかったかというようなご意見がありました。その点についてちょっと触れて申し上げたいと思いますが、このケースについては、当時担当に条例を遵守させることを目的に、遵守されない場合は刑事告発も視野に入れることでということで私のほうから担当に指示をいたしました。大泉警察署にも相談に行ってきたという経緯があります。しかしながら、大泉警察署では罰則の適用について、国の法律で基づく条例ではなく町の条例であることから、慎重に取り扱っていたものと思います。また、さらに隣接する土地所有者等に、困っていないか、被害を受けていないか聞き取り調査を行った際に、困っている、被害を受けていると回答した者がいなかったため、このような危険性もない状況では警察、検察は告発されても対応できないという回答であったために、町としては告発まで至らなかったという経緯がありますので、ちょっと先ほどのお答えの中に含めればよかったのですが、そういった行為も行ってきたというものであります。

条例第18条、違反事実の公表についてのお答えでありますけれども、条例第18条の措置命令は、あくまでも第7条に規定する届出を出した事業者に対して町の命令に従わない場合に公表することはできると定められたものと理解を私自身しておりまして、届出を出さずに事業を行った者に対しては、公表という手順を踏まずに条例第22条第1項各号に定める罰則が適用されるという解釈をいたしておりましたので、警察と相談、協議を進めてということであります。したがって、公表を行わずに指導を続けてきたということでもありますし、しかしそうはいつでも、町としては引き続き本人に指導を続け、解決に向け努力をしているという状況でございまして、公表しなかったということについては、そのような考え方から公表しなかったということでご理解いただければと、このように思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今よく分かりました。その第18条の条文の法解釈が町長が誤っていたということですね。法律の専門家によると今回の事例、すなわち許可を得ずに無許可で事業を行った者に対しても、当然この第18条が適用されるという裏づけを先ほど課長からいただきました。ですから、現時点でその違反事実の公表というのは、これはできるということになるかと思います。それは町長の勝手な法解釈です。今までそういう解釈をしていて、いきなり第22条の適用で刑事罰の罰則と、許可を受けない者に関してはそういう認識だったとおっしゃいましたけれども、先ほどの課長の答弁にあったとおり、この第18条の部分については、無許可申請を行った者に対しても適用されるということでもありますので、改めてそれを受けて公表するつもりはないのですか。公表するのでしょうかしないのでしょうか。するのだからしないのだから、英語で言うとイエスかノー、どっちなので

しょう。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 先ほど議員のほうから、この第18条の規定については、申請がない場合であっても、その条例に定める施工基準に違反しているということについては公表ができるという解釈も成り立つという専門家のお話でもあります。したがって、それらについては今後十分研究を重ねる中で、その公表ということについても検討していきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、いつものとおりなのでしょうけれども、これから研究をするのですか。驚きますよね。この間にこの条例違反によってどれだけの人が数年間にわたって迷惑を被ってきたか、分かっているのですか。どれだけ迷惑してきたか。もう本当に場所によっては、隣接しているところは民家が隣だったり、建物がすぐ隣にあったりする場所もあるのではないのですか。それだけ町民の皆さんに迷惑をかけている。それは違反事例によって、違反行為によってです、それも何件にもわたる。刑事告発もせず、結局刑事罰も時効を迎えた。公表についてもできるということにもかかわらず今から研究する。違反した方と町長とでは何か特別な関係でもあるのでしょうか。あまり疑いたくないですけども、新聞紙上によりますと「70歳代の現職町議」と書いてあるのです。邑楽町議会には70歳代の現職町議は相当数います。はっきり言って皆さん迷惑しています。町長にその名前を公表していただくだけで、これ相当あれですよ、皆さん、ああよかった、容疑が晴れたと、変な話、そういうふうに思われる方だっていますし、私は幸いにして50代なので、そこに入っていないでしょうけれども、ただそういう問合せとか来て非常に迷惑しています。なぜか。公表されていないからです。誰だか分からないからです。まして公職にあるということであるならば、当然それは公開されてしかるべき立場に私はあると思いますし、または町長もその責任を負っていると思いますけれども、ここまで言ってもまだ公表できませんか。それは条例に基づいてやってくれと言っているのです。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 第14条の施工基準に違反している場合はということがありますが、それをいきなり罰則の適用に至る前に公表していくということになるわけでもありますので、先ほど研究しますと申し上げたことについては、今施工基準に違反しているということの事実関係がきちっとされているということ踏まえて公表を検討していくということで、訂正をさせていただきたいと思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、もう事実は明らかになっているのです。今までの課長の答弁によって、また町長も自らおっしゃいましたけれども。違反事実、明らかになっているのでしょうか。命令書を

何回出しているのですか。違反しているから命令書を出したのでしょうか。全部明らかになっているではないですか。通常の手続からしたら、もちろんこれは抑止です。公表というよりも。命令に従わない、公表されました、公表されてはまずいからというので、では次やめましょう、また違反行為を繰り返そうと思っていただけでも、それが抑止になって止まる、そういったことのためにその違反事実の公表というのが条項に定められているわけでしょう。それでも従わない、では刑事告発だという順序を経て、しっかり全てをホームページ上に公表している自治体は山ほどあります。うちの町は一つもできていないです。公表もしない、告発もしない。だから幾つも不思議な山が町中にできてしまうのではないですか。それで皆さんに迷惑かけているのではないかと。そうではありませんか。だから、公表してください。私は、公表できない理由は一つもないと思います。まして、町長は条例によってその裁量が委ねられているのですから。私にはその裁量はないです。まさに町長にしかないので。それを明らかにしていただくことによって、70歳代の現職町議ということで、皆さん迷惑被っている議員も身の潔白が証明されるということですから、それにもつながりますし、もちろんその違反行為によって迷惑を被った町民の方々からすれば、そんなのは名前出されて当然だと、そういうふうには解釈していると思います。ぜひ町民の皆さんのその気持ちも酌んで、また邑楽町議会のためにも、ぜひ町長には協力していただきたい。私はこの場で公表していただいてもいいと思います。規則に従って。広報おうらだと時間かかりますけれども、ここで言うていただければ瞬時にそれで終わりではないですか。「その他の方法により」と書いてある。その他の方法が、まさに公の議場でということでもいいわけですから、ぜひおっしゃってください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 公表をしていく方向で検討していきたいと思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 研究も検討も一緒です。それは両方しないと言っているようなものですから。これは今から検討する話ではないのです。既に今まで町長もこの条例に従った措置を行ってきた部分というのは僅かだということです。命令書だけでしょう。口頭によってあったかもしれませんけれども。あとは、公表の部分、それから刑事告発の部分、一つもされていないのですから。その条例に基づいた措置をしてこなかった行政の責任は大きいということです。それを公表する方向で検討したい。公表する方向で検討したけれども、結局公表はしませんでした、多分そういう結果になると思います。だから、私が欲しい答弁は、するのもしないのか、する意思があるのかと、それともないのか、中途半端は要らないです。どっちなのですかと聞いている。しない理由はないと思いますけれども。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 公表する方向で検討すると申し上げております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、よろしいですか。こういった答弁を繰り返しているとますます町長に対しての疑念が抱かれてしまうのです。私はそういうのは望んでおりません。なぜか。多分聞いていらっしゃる傍聴人の方も含めてですけれども、公表できない理由は既に一つもないのです。一つもない。その第18条の条項からしても、法的にも法律の専門家もできるとおっしゃっている。そして、今まで重ねてきたその違反行為も、これは悪質だという認識も町長は持っている。でしょう。それで、何で公表する方向で検討していくという答弁になるのですか。何かあるのではないですか。公表できない理由が何か町長の立場が悪くなるようなことでもあるのではないかと、そういう疑念を抱かれても仕方ない今は状況ですよ。そういう状況を私は望んでおりません。町の長にそういったことがあってはこれ大変なことです。何にもないのでしたら公表してください。いかがでしょう。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 繰り返しになります。今までそういったことの実態があったにもかかわらず、刑事告発についても先ほど申し上げた部分があります。それから、この問題について何もないからということとは十分議員のご意見の中で伺いますけれども、今までしてこなかったという事実もあるわけでありまして、改めてそういうことが事実として確認できたということになれば、そこで公表することを検討するというふうにお答えしているわけでもありますので、私はしないとは言っていないのです。公表することについて検討する方向で考えていきますということを言っているわけです。ですから、その辺についての配慮も非常に分かりづらいというご意見もあるだろうと思っておりますけれども、現時点での私の考え方はそういったことで、公表する方向で検討するというふうにお答えをいたしておきます。

それから、町長に何らかの疑念があるだろうということは、松島議員もそういうことはないだろうというふうにおっしゃっていただきましたけれども、決して私はその方とのそういった部分については一切ありませんので、ここではっきりとこれは申し上げることができます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 そういった疑念が全くないというふうに今言い切りましたけれども、それであるならこそ、これは公表しなくてはならないのです。公表ができないという理由は、それだったらもうないではないですか。何かあるのでしょうか。今さら事実確認とおっしゃっていますけれども、事実はもう確認されているのです。新聞に出ているとおりでしょ。新聞記事がうそなのですか、それとも課長が答弁したことがうそなのですか。どこか違うところがあるのですか。もし事実と違うことがあるのだったら、新聞記事についても課長の答弁についても、何か違うところがある

のだったら違うところを指摘してください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 いや、ですから、今までそういった行為を条例に基づいて行ってこなかったという過去があるわけでもありますので、私自身も、それは課長が言っていること、他の職員が言っていることについては、十分そのとおりというふうに理解をしておりますけれども、今までそういった行為を刑事告発もできなかったということ、それから公表ということについても、今まで第18条の部分をできなかったということの今日までの事実があるわけですから、その部分について私がもう一度職員、あるいは状況を確認した上でということがあるものですから、公表するというを前提にして検討させてくださいということをお願いしているわけでもあります。決して公表しないというお答えはしていないつもりでもありますから、その検討するという部分について曖昧さも残りますけれども、現時点ではそういったことをご理解をいただきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ご理解をいただきたいといっても誰も理解できません。今まで刑事告発や事実の公表をしてこなかったという事例がある。経過があったと。それは誰が悪いのですか、してこなかったのは自分ではないですか。自分自身ではないですか。刑事告発するのも当然町長名でしょう。命令書を出すのも公表するのも町長名でしょう。そういったことを今までやってこなかったという経過があるから、検討したい、おかしいでしょうに。やってこなかったのは自分が悪いのです。そういったやってこなかったということに対しての反省点に立てば、当然ここで公表をしなければならぬという思いを持つのが私は普通の方だと思います。それなのにまだそれを理由に公表する方向で検討したい。それはいつまで検討するのですか。全然私には積極的に公表してこうという、全くそういうふうに聞かせませんが。町長、自分が今までやってきたことに対してちょっと振り返ってみてください。公表もしてこなかった、刑事告発もできなかった、そこは全部自分の責任ではないのですか。ちゃんとした手続を踏めばできたはずですが。やってこなかった自分が悪いことを棚に上げて、今度はそれで法的に公表できるということが分かったにもかかわらず、これから検討していく、とんでもない答弁です。それ早くおっしゃってください。その違反した方の事業者であれば事業者名、代表者がいれば代表者名、違反の事実、それから違反を犯した場所、全て公表してください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 刑事告発ができなかったというご意見ですが、そのできなかった原因、理由については先ほど申し上げたとおりでもあります。したがって、そのような経緯の中でいろいろ担当とし

てその対応に当たってきたということについてはご理解いただけると思います。決してそれをおろそかにしてきたというものではありません。

さて、第18条の関係の公表については、今までそういった形の経過をたどってきて、そして専門の弁護士の方にお聞きした、つい最近の状況でもありますが、そういうことの中で、第7条の申請がなくても施工基準に合致していればその公表ができるというようなことを最近承知をいたしましたものですから、十分自分自身はその部分について理解をしていく必要もあるということでお答えしているわけでもありまして、私が公表をしないということであれば、これはお叱りを受けても致し方ありませんけれども、公表するという前提として検討させていただきたいということをお願いしているものですから、その点については、その部分が本当に理解できれば公表ということにつながるというふうに考えていただいて結構だと思いますが、そういった考え方で公表するという前提として検討いたしますということをお願いしているのです、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 私もキュウカンチョウではありませんので、私が何回も何回も同じことを言っているということで、結局時間が終わってしまうというのは非常にこれ残念な結果になってしまうので、前へ進めたいのです、次に。今後ではどうするのと。今までこういった怠慢によって山が幾つもできてしまっていて、挙げ句の果て新聞に出て、皆さん容疑をかけられて大変な思いをしているという状況になっているわけですから。そういった状況に今後ならないために、町としたらどういうふうに考えていかなければならないのか、条例の改正を含めて、その辺をお伺いしたいと思っております、次に行って通告どおり。ところが、町長の答弁も全く同じですから。

では、聞きましょう、私も一歩折れて、分かりました。検討するということなのでしょうけれども、いつまで検討していつ結果を出すのですか。そのぐらいははっきり言ってください。今週中なのか今月中なのか。当然期限があるでしょう。あまり遅いのはよろしくないと思っております。こっちもずっと容疑をかけられたままですから。早く結論を出してもらいたいのです。できればもう1週間、数日、下手すればこの会期中にでも、しっかり結果を出してもらいたいと思っておりますけれども、いつまでにその検討をして結果を出すのでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 第14条の施工基準に反しているかどうかということがあるわけでもありますので、その部分を十分検討した中で、内容を精査した中でその公表ということにつながるということが、私自身が判断したときにその条例というかそれらについての対応を取っていききたいと、このように思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 しかし、相変わらず真摯な答弁ではないですね。今日は特にひどいですよ、町長。検討したい。もう検討する時間とつくに終わっているのです。過ぎていくのです。それでもなおかつ私が一步折れて申し上げたではないですか。いつまで検討していつ結果を出すのですか。今の答弁は何ですか。その確認してと。もう既に確認は終わっているのです。あとは町長の判断だけなのです。公開するという方向で検討したい、そこまでは分かりました。ただ、いつまで検討されていても困るのです、何年も何十年も。だから、いつまでに検討した結果を出すのですかと、そういうお話をしているのです。次はもう聞きません。最後ですから、ちゃんといつまでと答えてください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 違反事実の公表という第18条のところにありますけれども、これは第14条、すなわち施工基準ということについて、その事実があったということについて命令を出す、その命令に従わない者については、もちろん「土壌の汚染又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その事実を公表することができる」というふうになっていますので、まさに私が先ほど繰り返し申し上げておりましたけれども、その第14条の施工基準ということについての確認といいますが、その部分について確認し、措置命令を出すということ、その命令に従わないということになれば、これは土壌汚染の確認もありますけれども、そういったことを一通り踏まえて事実公表をするということとで考えておりますので、先ほどその施工基準、第14条のことを何回も申し上げましたけれども、一旦その該当者にその措置命令を出すと。出してなおかつそれに従わないということになりましたら、事実、そういった問題があるということで公表するということで私自身が理解しておりますので、繰り返し何度も申し上げて大変恐縮ですが、そういった考え方によるものです。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 施工基準に違反して2.5メートル以内、それから勾配も30度ということで決められているのはご存じだと思いますけれども、それにもう違反しているので、措置命令書を出しましたと課長が言っているではないですか。そこまで手続は済んでいるのです。何で今からまた命令書を出すのですか。さっぱり分かりません。何十回命令書を出したら公表されるのですか。何メートル積んだら、10メートル、20メートル積まなければ公表されないのですか。そんな条例はどこにもありません。既にもう17回措置命令書を出していると課長が言ったでしょう。そういう状況です。それに一回も従ってもらっていないです。それ今からまた命令書を出すのですか。どう考えただけでおかし過ぎます。町長自身が条例を守らないでどうするのですか、町のルールですよ。だから、違反者だって守らないでしょう、どんどん、どんどん山を造ってしまうでしょう。町が守らないのだもの。そんな町どこにあるのですか、恥ずかしい。私は町民の一人として恥ずかしいです。これではルールを守っていないのと同じでしょう。さっさと、それだったらルール改正するなりな

んなり措置を取ればいいではないですか、ずっとないがしろにしてきて。いいかげんにしてもらいたいです。

こういったことがもう次回から起こらないように、もちろん町長のそういう対応も二度とないようにするためには何をすればいいとお考えですか、最後に聞きます。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 先ほど平成26年の時点での認知をしてからということについての措置命令ということについては、申請をしていないということについて至急出してくださいというような形で、これが6月に許可申請手続についての命令書を出していると。そういうことを繰り返して、そして今度は今言った施工基準について違反をしているということについての命令というところまでは至っていないと私自身が理解をしていたものですから、何回もそのようなお答えでしたわけでもありますので、それを改めて事業者に発送して、それに従わないということになれば事実公表ということに結びつけていくということで考えています。

さて、今最後の質問……

○松村 潤議長 町長に申し上げます。簡潔に答弁をお願いいたします。

○金子正一町長 はい。最後の質問ですけれども、町の取るべき対応ということは、まず条例第7条の問題について届出を出すことを徹底させる、またこれは町民の皆さんの生活環境を脅かすということになりますので、そういった違反行為に対する見守り等もやはり徹底をしていくと。そして、今、国のほうではこの盛土に対する調査が来ています。したがって、国による法制化ということについても強く要望していき、こういった問題が起こらないような形での町の対応を考えていきたいと、このように思っております。

◎散会の宣告

○松村 潤議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日9日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

〔午後 4時31分 散会〕